

M-6-1-22

資料名 滿洲の採金に就て

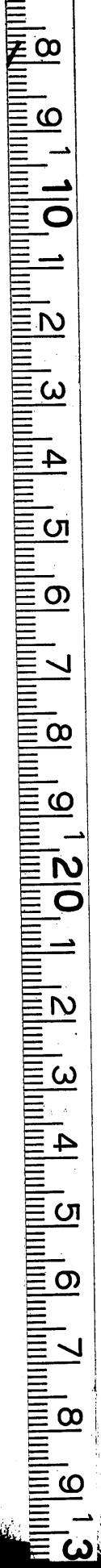
出所 日滿實業協會

作成年 19351226

寄贈者 編者

受入

注記 88P 22×15cm



昭和十年十二月

滿洲の採金に就て

日滿實業協會

# 滿洲の採金に就て 目次

## 滿洲の採金に就て

附

### 滿洲の採金事業

滿洲採金株式會社副理事長 草間秀雄氏……………一頁

第一、緒言……………	一九
第二、採金事業の沿革……………	二〇
第三、採金事業の現況……………	二五
一、滿洲採金株式會社……………	二五
二、經營方法……………	三一
三、採金方法……………	三四
イ、採掘……………	三五
ロ、淘汰……………	三六
四、産金額……………	三七
五、本社事業区域内金鑛發見者採掘申出手續……………	三九
第四、採金事業の將來……………	四二

一、鑛床の分布及性質	四二
二、技術の改善	四四
三、治安の問題	四五
四、採算の基礎	四七
第五、結 言	四九

滿洲採金事業の手引

一、實業部 佈告	五三
二、實業部 訓令	五六
三、滿洲國採金會社公告	五八
四、滿洲採金會社の組織	六二
五、採 掘 手 續	六五
六、鑛業法實施に伴ひ鑛業權者の採るべき手續概略	六八
七、手数料、登録税	七四
(イ) 鑛業に關する手数料	七四
(ロ) 鑛業登録税法	七六
(ハ) 鑛業税法	七九
八、滿洲採金株式會法	八四

滿洲の採金に就て

滿洲採金會社副理事長 草 間 秀 雄氏



私は昨年採金會社創立の當時、即ち昨年五月から滿洲の方に行きまして會社の仕事をやつて居ります。どうも滿洲に於ける各種の實情が割合に日本内地に於て知られてゐない點が多いやうであります。吾々のやつて居る採金事業に就ても又會社の事業等に就てもどうも十分に知られて居らぬ點があるやうに思ひます。殊に採金事業は、事業の基礎を爲す所の滿洲國の鑛業法が御承知の通り久しく懸案の儘で公布施行されませず、これが爲に仕事の上に於て種々なる支障があつたのであります。最近鑛業法もいよく施行されることになりまして、茲に採金事業が本格的に始まることになつたのであります。斯う云ふ機會に十分に各種の實情を各方面の方に知つて戴くと云ふことは必要であると思ひまして、各方面色々の席上で話をさせて戴いて居りますが、日滿實業協會は滿洲國と日本との間の

連鎖となつて居られるのでありますから、會員の方々に能く諒解して戴くと云ふことは一番早途だと思ひまして此機會を興へて戴いたのであります。



滿洲の金鑛の分布、又採金事業に就ては可なり古い沿革を有つて居ります。色々と文献に依つて調べて見ますと云ふと随分古くから採金事業が各方面で經營されて居るやうであります。又一般に北滿洲に於ける金と云ふものに就ては非常な興味を有つて居られたのであります。今から五六十年前、所謂千八百八十年頃にはロシアの方から大舉して漠河方面にロシア人が入つて來まして、其處で盛んに採掘をやりまして、其産金量の如きも一時非常な額に達したのであります。其後又民國十年前後、即ち大正十年頃でありますかには大黒河一帯の所の金床は一時非常に活動した所であります。其時には大黒河の人口は少くとも六萬位に達したのであります。而してあの近所の採掘人は十萬人位あつたのであります。以て一時非常に盛んであつたことが分ります。其後露支紛争だとか或は滿洲事變と云ふことの爲に非常にあの方面の住民が離散してしまひまして、最近數年間と云ふものは極めて仕事は少かつたのであります。日本で滿洲の採金事業に關係しましたと云ふことは可なり古い歴史を有つて居ります。即ち大正六七年でありますか、所謂寺内内閣の當時の對支借款、所謂西原借款、西原借款の

中の吉黒林鑛借款、吉林黒龍兩省の金鑛と森林の借款と云ふのがあります。是は基金が三千萬圓であります。其約款に依れば金鑛の開發の爲には特別の施設をする、それが爲には日本から相當の技術者を入れて日本の指導の下に金鑛開發をやらうと云ふやうな事になつて居るのであります。これが日本が滿洲の採金事業に關係した初まりであります。但し其借款は御存じの通り何處に飛んだか不成功に終つたやうな譯であります。併し今度の滿洲國の成立と同時に茲に又其一端が蘇つたやうな譯であります。滿洲國の建國の當時からして北滿洲の金と云ふことに就ては政府當局も非常に深い關心を有ちまして、關東軍又これに關聯して日本政府も共に滿洲國の採金事業に就ては深い關心を有ちました。滿洲國に於ける財政經濟其他各方面の點から考慮して、どうしても滿洲國に於ける採金の政策をどうするかと云ふことを決めなくてはならぬと云ふことが最も重大なる問題として考へられました。それで關東軍の特務部の中に採金調査部と云ふものを置きまして、委員長には鈴木穆氏、副委員長には十河氏、其下に色々専門家を集めまして政策の決定に就て調査研究した譯であります。所が唯滿洲に於ては相當金が有望だと云ふことの古い文献などはあつても唯さう云ふ風に想像して居るのであつて、何等具體的の調査をした材料はなかつたのであります。最も滿鐵時代に各方面に就て調査しましたけれども、これも所謂斷片的のものであ

つて未だ総合的の資料と云ふものはなかつたのであります。そこで採金政策を決めるのに就てはどうしても現地の調査をすることが必要であると云ふことで、滿鐵から資金を借りまして調査班を六隊作りまして現地の調査をした譯であります。當時未だ現在以上に治安も治まりませぬので非常なる不安の空氣の中に調査をしましたのでありますが、中々大袈裟な調査隊でありまして、技術者を其隊長とし其下に技術者とか通譯庶務と云ふやうな、さう云ふ陣立を描へると同時に、一面に於ては主として日本人から成る警備隊をそれにくつ付けまして調査しました。其調査の結果先づ仕事をやるのにも相當に運用價值のある場所と相當にあると云ふやうな結論を得ましたので、それらの資料を本として將來の採金政策を調査研究された譯であります。其結果滿洲の採金事業に就ては統制的にこれを規律する必要がある。而して統制してやるのに就てはどう云ふ形でやるかと云ふことを色々調査研究されましたが、結局特殊會社を作つてこれが統制經營の任に當らしめると云ふことになりました。茲に採金會社の創立となつた譯であります。而して其當時統制地域に就ては、全部を統制するか或は一部を統制するかと云ふことに就ては色々議論がありましたけれども、結局以前の吉黑兩省、詰り現在の間島省以北一帯の地を以て統制地域とすることになりました。即ち此赤線(圖指)の範圍であります、此範圍の左の方は自由地帯と致しました。

採金會社の内容等に就ては既に皆様御承知のことであらうと思ひますから別に特に詳しく申上げませぬが、只今は資本金は千二百萬圓、其出資者は滿洲國政府と滿鐵と東拓と、斯う云ふことになつて居ります。滿洲國政府が五百萬圓、滿鐵五百萬圓、東拓二百萬圓と云ふことになつて居ります。さうして滿洲國政府の出資五百萬圓の中其約半分二百五十萬圓は現物出資となつて居ります。其現物出資の鑛區は六箇所でありまして、一番大きいのは此地帯で(圖指)、舊政權時代興安金廠と稱して黑龍江省と民間との分辨になつて居りました。それを會社に出資した譯であります。これは非常に廣い鑛區でありまして、南北數百里東西七八十里に亘つて居ります。鑛區と云ふよりは寧ろ地帯と申して宜からうと思ひます。それから佛山方面三縣に亘る地帯、これは黑龍江省自身が經營して居つたのであります。此處にあるのが(圖指)呼瑪金廠と稱しまして中央銀行官銀公司と云ふ元の黑龍江省官銀號が經營して居つたのであります。これが(圖指)漠河金廠、これが(圖指)吉拉林金廠、大體これらが政府の出資に係る現物評價であります。これは政府が無條件で以て出資したのであります。所が中々これを以て巢を喰つて居る人間があるので可成り接收統制するに面倒でありましたが大體に於て昨年中に全部此方へ取上げて統制して居ります。此採金會社の營業地域に於きましては既得權は其儘これを尊重することにしてあります。であります。詰り會社創立前、舊民國政府並に滿洲國政

府の鑛業權臺帳に登録してある既得權はこれを尊重すると云ふ事になつて居ります。併しながら殆ど既得權鑛區と云ふものゝ大部分の目星しい鑛區は全部國有鑛區若くは官省分辦で、大體良い物は政府なり或は地方政府、若くは地方政府の要人と云ふものが皆關係して居るのでありまして、純粹の民有鑛區で相當に價値のある、見込のある物は極めて少いのであります。先づ目星しい物は國有鑛區と申して宜しいのであります。隨て有望な鑛區と云ふものは殆ど全部會社で採掘すると云ふ状態でありま

す。最も二三の例外はあります。例へば例の有名な吉林省の夾皮溝の鑛區、それから間島の延吉縣の八道溝にある延和鑛區、斯う云ふやうなものは相當なものであります。夾皮溝の如きは大同殖産がこれを經營することになつて居りますが、併しこれは非常に古い鑛山でありまして、これを經營して相當のものにするには餘程資本を入れなければならない、これを立派なるものにするには相當困難であらうと云ふことであります。延吉の八道溝の延和鑛區は既得權鑛區でありまして、これは最近洲洲國政府其他軍との話合で相當な資本家がこの方に出資をして經營すると云ふことになつて居ります。既得權鑛區はさう云ふ風にこれは將來とも尊重して行きますのでありますが、新しく發見する所の鑛區に付ては其鑛業權は總て採金會社が其鑛區を取ると云ふことになりまして、要するに採金會社が鑛業權を獨占すると云ふことになる譯であります。其點は會社の創立の當初から政府の方針としてさう云

ふことになつて居りますが、最近鑛業法の施行せられると同時に、特別の勅令を出しまして其點を明瞭に規定して居ります。即ち採金會社の營業地域に於きましては鑛業權の出願は採金會社に限つてこれを認む、採金會社以外の者の出願はこれを認めないと、さう云ふことに勅令を以て規定して居ります。併しながら其意味は採金會社に鑛業權を持たせてこれを統制しようと思ふ趣旨でありまして、其經營に付て一般企業家の進出參與を認めぬと云ふやうな趣旨ではないのであります。其點に就きましては後ではつきり申し上げたいと思ひます。此鑛業權の獨占の外に採金會社としては種々なる特權を與へられて居りますが、其一つは探鑛獎勵と云ふ意味で政府から補助を受けることになつて居ります。これは鑛業税の中で鑛産税は日本と同様に免除することになつて居ります。何人でも鑛産税に就ては免除を與へられるのであります。併しながら鑛區税は何人と雖も之を納めなければならぬ、鑛區税に就ては免除の規定はないのであります。でありますから採金會社も一般の鑛業權者と同様に鑛區税を納めなければならぬのであります。これは一面に於ては所謂鑛業權の付與を受けて何時までもこれを遊ばせて置くと云ふやうなことを防止する爲には相當の負擔をすることが必要である。斯う云ふ意味であります。併しながら採金會社に於きましては、採金會社が納付した鑛區税に相當する金額を其翌年度に於て政府より補助を受くる、さうして其補助は此滿洲の廣い地域に於て調査探鑛をするには相當の

犠牲を拂はなければならぬから、それを補助すると云ふ意味に於て其相當額を補助して戴くことゝなつて居ります。其外最近滿洲國に於ては營業税法が施行せられまして、個人法人共に營業税を納付する義務があるのであります。併し之も採金會社だけではありませぬが鑛業家は總て營業税の免除を受けることになるのであります。

◇

次に會社の鑛業權の獨占と一般企業者との關係でありますが、先程申述べましたやうに、新なる鑛業權に就てはこれを採金會社が獨占すると云ふことになりませんが、併し其經營に就ては種々なる形に於て一般企業者に其經營を委託すると云ふ方針であります。これは單に仕事の經營ばかりでなく、調査探鑛更に引續いて事業の經營に就ても一般の企業者の企業に期待して居る譯であります。此非常に廣い地域に於て採金會社の單獨の力に依つて之が開發すると云ふことは到底難かしいのであります。一般企業者の活潑なる進出を希望して居る譯であります。此點に就ては鑛業法が施行される際に特に政府竝に採金會社から其點を明瞭にしまして聲明書を出したのであります。其主旨は此滿洲に於ける金鑛の開発に就ては採金會社の單獨の力に俟つと云ふことは到底不可能でありまして、一般民衆竝に一般の企業者の進出を希望する次第である。金鑛を發見された場合に於ては速に採金會社に

申出を願ひたい、採金會社は其發見者の時間と勞力と經費を尊重する、採金會社が現に直營して居る或は既に調査を完了して居る所とか云ふやうな直營の地域を除きまして、其外の地域に於ては發見した人があれば其人にやらせますが、其委託する形式としましては大體租鑛と云ふ形に依るのであります。其他請負と云ふやうな形もあります。租鑛若くは請負と云ふやうな形に於て其發見者にこれをやらせる、若し發見者が自分でやらぬと云ふやうな場合に於ては其人に發見料を交付すると云ふやうな趣旨であります。さう云ふやうな點を鑛業法の施行と同時に明瞭にしまして、政府からは各省の省長、其他關係の各方面に實業部大臣から其布令を出して居ります。採金會社からは政府の公報、其外的方式に依つて其聲明を致して居る次第であります。採金會社としては其點を忠實に勵行する積りであります。従來往々にしてさう云ふ點が明瞭にされて居らなかつたのであります。鑛業法の施行された機會に更に其意味を闡明した次第であります。

次に事業の概況であります。先づ採金會社の仕事と致しましては、其創立の使命に鑑みまして滿洲に於ける金床の状況を明瞭にして、さうして採金會社自身の事業の基礎とすると同時に、又一般企業者の參考にする、要するに金床の状況を明瞭にすると云ふことが會社の重大なる使命の一つであると思ひます。仍て會社創立前の採金調査部の調査に引續きまして、昨年、本年と既に三箇年に亙つて



各方面に調査班を出して居ります。第一年の採金調査部時代に於ては六方面に出しました。それは黒河方面に二方面と、佳木斯方面に三方面、間島省琿春方面一箇所と、六隊を都合出した譯であります。昭和九年に於きましては大體九箇所に出て居ります。それは大體黒河方面にては三箇所、それから佳木斯方面に三箇所、間島方面に三箇所であります。それから一昨年は専ら試錐機に依つて調査したものでありますが、さうしますると其調査班は冬分は歸つて冬籠りをすると云ふことでありますから不經濟である、滿洲の同胞に依ると冬分も相當調査が出来る譯であります。それは所謂凍結を利用して調査する、詰り凍結して居ります場合には相當火力で熱して掘る譯であります、所が凍つて居るものですから別に枠を入れる必要がない、寧ろ經濟的に調査が出来ること云ふやうなことで、從來北滿洲ではロシア人竝に滿人が總てさう云ふやうな方法で以て冬分に寧ろ調査をして居る、冬の方が便利であります。橇などを利用して運搬するから寧ろ輸送にも便利であります。昨年からは呼瑪から漠河方面に互りまして此方面は冬分に調査することに致して居ります。これは調査班を三隊で約三十班位出しました、専ら滿人の労働者を使つてやりました。本年も引續いて大體十箇所約九隊、外に山金の調査を本年から始めました。山金に就ては從來會社の創立以來の企業計畫に依りますると、先づ當分は砂金である、砂金に就て調査探鑛して先づ砂金の採掘をやると云ふことを主眼としまして、山金は

先のことであると、斯う云ふ風に實は考へて山金に就ては餘り注意をして居らなかつたのであります。所が近來朝鮮に於ける事業の勃興の影響を受けまして朝鮮と地續きであります所の間島方面に専ら朝鮮人が入り込みまして、非常に此方面に於て露頭を發見しまして採金會社に申出て来る者は夥しい數になつて居ります。既に中には相當に根據のある資料を持つて居る者も少くないのであります。朝鮮の方の仕事の進むに連れて、先づ足溜りとしては間島方面に行くと云ふことが普通の事情であります。が、機敏なる調査探鑛業者が其方面に進出した譯であらうと思ひます。採金會社としても山金に就てこれを等閑に付することが出来ないと思へまして、最近、本年の夏頃から専門家の陣營を整へて延吉出張所に中心を置いて、あの方面の山金の調査探鑛をやらせて居ります。同時に民間から申出ましたものに就ても各種の調査研究をすることに致しました。これは吾々の會社と致しましては一つの轉機であります。將來は砂金のみならず山金の方にも相當の力を入れなければならぬと考へて居る次第であります。砂金の調査は昭和十年に於ても大體昭和九年に引續いての調査であります、一つ違ひました點は昭和九年の冬分の北方の調査を基礎と致しまして、本年の夏から此方面に更に二隊ばかり即ち奇乾、吉拉林方面に新たな調査隊を差向けることに致しました。それから黒河方面に二隊、これは從來の調査探鑛を基礎としまして、此黒河の奥の方面にドレッヂを入れる豫定であります、ドレ

ツデを入れる準備として精査するのは呼瑪方面に、其他佳木斯方面、或は湯原縣と云ふ所などでありませす。それから琿春方面に於ては普通の砂金と餘程違ひまして山の上に砂金の鑛床があると云ふことを昨年發見しましたから、その經營方法に就て特殊の調査研究をする必要がありまして琿春方面をやることに致しました。是等の過去二ヶ年間の調査に依りまして、大體先づ北滿洲の砂金はこれを七方面に、金床の分布と云ふものは七つの方面に分れるやうに見られるのであります。即ち琿春、和龍方面を中心とした間島方面、佳木斯の奥の七虎力河方面を中心とした松花江の中流の南側、松花江の中流の北側それから黒河を中心としたる黒龍江の沿岸、それから大黒河の西方の小興安嶺を中心としたるもの、大興安嶺の北側の漠河方面、大興安嶺の西側と、大體此方面にこれを分けることが出来るのであります。そこで會社としましては此各方面を統制する爲に琿春を中心を置きまして間島方面を統制する、佳木斯にランチを置きまして松花江の沿岸を統制する、大黒河を中心を置いて黒龍江の沿岸並に小興安嶺方面、吉拉林を中心を置いて此の方面を統制すると云ふことに致して居ります。大體調査の結果はさう云ふ風になつて居ります。將來の調査探鑛の方針と致しましては、砂金——何處の採金事業でも第一期、所謂初期に於ては砂金と云ふことにしてあるのであります。でありますから滿洲に於ても砂金の調査探鑛經營と云ふものが一番早手廻しでありますから、砂金の調査探鑛と云ふことを更に普及徹底

せしめることは勿論必要であります。同時に從來滿洲に於て餘り顧みられなかつた山金の調査をも急速にこれを決行することが必要であると云ふことを考へまして、明年よりは砂金の調査と並んで山金の方にも相當の經費を投じて行かうと考へて居ります。尙ほ調査に付きましたは採金會社自身の調査ばかりでは中々不經濟で經營費が非常に掛りますから、一般の企業者の企業資金を刺戟して、それらの一般人の調査に俟つと云ふことが最も必要であると思ひまして、各種の獎勵方法を講じまして、一般民衆を動員してこれが調査に當りたいと思つて居ります。又會社の方の調査としまして、所謂情報蒐集とか或は簡單な踏査と云ふことを勵行しまして、それらに基いて技術の精査をやること云ふ方法で、成るべく經費を有効に使ふと云ふことに致したいと思ひます。調査の經費は第一年の所謂調査部時代に約四十萬圓から四十五萬圓要りました。第二年、第三年共に四十五萬圓ばかりでありまして、本年の末までに少くとも百四五十萬圓の調査費を投ずることになる譯であります。將來もやはり會社としては此調査と云ふことが使命でありますから此方面に相當の經費を支出されるものと思つて居ります。



次に會社の事業の中心であります採掘事業であります。これは大體直營と間接經營に分れますが、直營に就ては只今は手掘の直營を二箇所やつて居ります。一つは琿春方面であります。琿春の奥であ

ります。一つは佳木斯の奥の小石頭と云ふ處であります。手掘と言ひますと如何にも小規模に聞えますが可成り大規模であります。佳木斯の方の小石頭と云ふ所は労働者を千五百人位使つて居りまして、非常に長い水道を引いて、さうして此經營の場所も三四十箇所に分けましてそれ／＼下請の形でやつて居るのであります。手掘と云ふと餘り小さいやうにも聞えますが、現在では小石頭一箇所で月額少くとも六貫匁位は出て居ります。多い時には七貫匁八貫匁になる時があります。大體一貫匁一萬圓でありますから七萬圓位であります。それから琿春の方は土門子と云ひましてソビエツトとの國境から二里ばかり離れた所で、始終匪賊が出て困るのであります。此處も労働者が千人位であります。此處は先に一寸申しましたが非常に外の砂金と違つて居りまして、砂金は多く低い所で昔の河とか現在の河と云ふ所にあるのが普通であります。此處は山の高い所にあるので、山の崖を崩して採掘する譯であります。山の崖を崩して谷合に流すと上流から水を流してそこで洗ふと云ふ譯であります。これが相當に大きい所で少くとも將來其處で十年位はやる價值はあるだらうと思つて居ります。これはさう云ふ場所に就てどう云ふやうな機械的操作をやつて宜いかと云ふことを研究して居ります。相當機械的操作でも使へれば使つても宜いだらうと思ひますが、まださう云ふ點に就ては研究が結論に到達して居りませぬ。唯水が非常に足りないから八キロばかり上流にダムを築いて、其處から水を引いて

其水で洗滌淘汰する豫定であります。今は其ダムを建造中でありまして、本年中に出来上つて、來年の三四月頃から其ダムの水を使ふこととなります。今では月に三貫匁位しか出て居りませぬ。若しこれが出来上れば二倍若くは三倍になるだらうと思ひます。直營は其二箇所であります。尙ほ明年から機械直營に乗出す豫定でありまして、大黒河の奥で小興安嶺の一部になつて居りますが、此處で（圖指）、丁度大黒河から墨爾根に行く國道の沿線であります。此處は滿洲國の國道が既に完成して居ります。三間半の國道で勾配も一番酷い所で十五分の一位であります。それでドレッヂを日本の汽車會社に注文しまして本年九月末に參りました。九月から汽車運送で大黒河まで引張つて居ります。丁度重量が約七百噸、附屬物も入れて船一艘で持つて行つたのであります。貨車二十五臺に積んで大黒河に於て卸し、トラックで三十里ばかり奥まで引込む譯であります。これは今年の冬の中に目的地に輸送して、其處で明年の三月から組立を始めまして六月までにやつて、凡そ七八月頃からいよいよ採金をやる譯であります。これは滿洲に於ける機械作業の第一線であります。尙ほ將來續いてやる積りで、其近所は非常に有望な所でありまして、現に吳俊陞がドレッヂを一臺買つて持つて行く積りで大黒河に繋いで置いた、それが今立腐れになつて居りますが、それを私の會社が最近滿洲國政府から殆ど只同様に拂下を受けたのでありまして、これを第二線として使用する積りであります。非常に廣い所で

ありますから少くとも數臺は入れる見込でありまして將來第三第四と段々其方面に充實して行く積りであります。これが機械直營であります。次に間接經營でありますが、只今は租鑛はまだやらせて居りませぬ。請負と云ふ形で委託して居ります。其數は約二十箇所ばかりであります。中には興安金廠と云ひまして、哈爾濱に徐鵬志と云ふ實業家が居りますが、相當信用のある人で、この人にやらせて居るのが一番大きい、其中先生昨年冬分に金を二三萬圓使つて非常に良いものを發見しまして本年の七八月の如きは一箇所二十萬圓位採つて居ります。これは委託して居る中では一番良いのであります、黒河方面に大體二三箇所、それから佳木斯の方面に二箇所、琿春方面に一箇所、それから此方面（圖指）に三箇所ばかりやつて居ります。これらのものを集めますと云ふと、只今委託、詰り請負の形で出て居るものが大體月多い時で、本年の三月の如きは五十萬圓位出て居ります。ですから直營の十萬圓を入れて先づ月産本年の八月九月の頃は五六萬圓と云ふのであります。本年は上半期が餘り仕事が進みませぬでしたので、本年は先づ年末までには滿洲の中央銀行に納める金の價格が大體三百五十萬圓位になるかと思ひます。それで私の方の會社では直營は勿論、委託經營したのも金は全部採金會社の手に受入れる、さうしてこれを中央銀行のブランチのある佳木斯とか、大黒河とか、琿春と云ふ所に會社が輸送致しまして、これを中央銀行に納めるのであります。さうして此輸送に就

ては中々危険がありますので最近では飛行機を使つて居ります。詰り哈爾濱から例へば小興安嶺の採金地に飛行機で行つて、さうして金を積んで大黒河まで行つて納めて歸る。又佳木斯の方面も同様な方法で以て最近では飛行機を利用してやつて居りますが、これは寧ろ安全で非常に經濟的であります。將來漠河方面なり至る所飛行機を利用したいと思つて居ります。尙は會社としては定款の認めたる範圍内に於て資金の融通をして居ります。調査費の融通はやりませぬが、調査の結果有望であると、確實に仕事が出来ると云ふものに就て資金の融通をしまして、例へば採掘に關する作業の資金、或は物資の資金とか云ふものを融通して、それで持つて來た金に就て決済する譯でありますから極めて安全確實であります。其他技術なり、經營の指導と云ふものを實行しまして色々技術的な改善をして居るのであります。



大體以上述べたやうであります。創立以來僅か一年半に足りませぬが、其調査に基いて直營若くは委託經營をして居りまして、昨年如きは約五六萬になるかならぬかでありましたが、本年は一年で三百五十萬の採金統制をして居る譯であります。明年は少くとも五六百萬以上になるだらうと思ひます。吾々これから毎年少くとも五割位は増して行くものであらうと思ひます。大體金鑛の發見、經營

と云ふものは割合に輕便に行くものでありますから、此方面に於て著しく増して行くものであらうと思ひます。又滿洲國の國幣の統制、バーの維持と云ふやうな點から見ましても、金本位を維持すると云ふ點に於て最も重大なる使命であると考へて居ります。朝鮮の産金状態を見ると、過去十年間に於て殆ど十倍して居ります。勿論これは金の價格が殖えたと云ふことも理由でありますけれども、少くとも其金の數量に於ても四五倍近くになつて居るのであります。滿洲は朝鮮から見ますと非常に廣大な地域でありまして、單に吾々の營業地域だけでも少くとも朝鮮の四五倍あります。吾々の地域以外の例へば間島省の鴨綠江沿岸、或は熱河の方にも砂金山金が相當あるのであります、これは吾々の方の營業地域ではありませぬから餘り詳しいことは申し上げませぬが、此方面に付ては滿鐵の鐵路總局が調査班を有つて居りまして安東縣竝に熱河方面に進出して居ります。又中央銀行が熱河方面に於て精鍊の仕事なんか最近始めることになつて居ります。これは餘程あの方面に於ても相當見當が付いた結果であらうと思ひます。常に技術班の陣容を整へて著々とやつて居るのであります。斯の如く熱河、奉天、安東方面に於ても相當の砂金があらうと思ひますので、治安の段々安定するにつれて將來著しく進展するであらうと思ひます。以上は概況だけを申述べました譯であります。又何かと御質問でもあれば御答へ致します。(終)

## 滿洲の採金事業

滿洲採金株式會社

### 第一緒言

滿洲國の建國當時に於ては古來の文獻に依り滿洲特に北滿地方には多量の金が埋藏せられて居ると信せられ、之を開發する事は現在の世界經濟の状態より見て非常に重大な事柄で有ると考へられ滿洲國は勿論日本の朝野に於ても相當問題視さるゝに至つた。金が米佛兩國に偏在して居る事が世界的經濟不況の一原因であると言ふ見地から世界各國共金の爭奪に浮身を擧して居る今日之は當然の事である。(一九三三年三月に於ける世界主要國中央銀行及國庫金準備總額は二、四五六百萬磅で内米八〇四百萬磅、佛六四七百萬磅と推定せられて居る)それで當局に於ても採鑛調査を爲して金に對する國策を決定する必要を認め、大同二年關東軍に採金調査部を設けて採鑛調査を行つた結果、愈其方針も定り康徳元年五月滿洲採金株式會社の創立を見るに至つた次第である。依而從來の調査隊は會社が之を繼承して居るのであるが其成績には相當見るべきものがあり、大體會社の基礎を確立するに至つたの

で向後益探鑛調査に力を注ぎ既に発見されたる金鑛に對しては最も合理的な經營方法を講ずると共に、新なる一般企業家の進出に對しても出來得る限りの便宜を供與し相携へて産金國策に貢獻したいと謂ふのが滿洲採金會社の根本方針である。之が參考の爲め以下北滿に於ける採金事業の沿革及現状の概要を述べ尙其將來を考へて見たいと思ふ。

## 第二 採金事業の沿革

滿洲特に松花江上流地方には千數百年前已に採金を爲した痕跡が認められるのであるけれども文献に依り知り得るのは十八世紀の中葉以後に屬する。即ち一七五〇年頃松花江上流、圖們江、牡丹江方面では相當盛んに採金が行はれて居た旨の記載は有るけれども信するに足るべき正確なる數字を知ることとは困難である。其後一時衰微し一八八〇年頃から漠河、黒河方面では露人が組織的な盜掘を始め一時は其地方の廣範な地域に亘り行政權、課稅權をも其手中に納め一八八二年及一八八三年の産出額は二一九、〇〇〇餘兩(約二、一九〇貫)に達したと報告されて居る。一八八三年に李鴻章が露人を驅逐して之を官營に移したけれども結局資金難、經營方法の不完全、匪賊の横行等の爲に漸次衰運を辿り一九二〇年頃までは不振の状態を續けて居た。然し此の間に於ても露人の盜掘が行はれ相當量の産金が有つた様である。支那政府の發表した統計に依つて見ても一九一二年—一九一四年の間政府の

直接管理に屬するものだけでも北滿に於ける砂金の年産額は二、三七五・二罎—二、四五七・一罎となつて居り、之を露西亞政府に登録された産金額と對照して見ると實際は右の數字の二倍以上に達して居たであらうと考へられる。露西亞海關發行のデセニアル、レポートに依れば當時哈爾濱稅關管轄地區(吉林省及黒龍江省)に於て採金事業の爲毎年一萬三千人以上の採金夫が勞働に従事し、此等の採金夫は一日に二・二二三瓦の報酬を受けて居るから一年百日の勞働としても年産額五、七八二・三罎と謂ふ事になる。此の外残りの日數及盜掘等を考へるならば尙幾割かの増加を見なければならぬ。露西亞の有名なる地質學の權威エドアル、アーネルト氏は當時の年産額を六、〇六〇・八罎と見積つて居る。一九一九年—一九二〇年には露西亞に於ける革命動亂の爲多數の露西亞人及支那人の勞働者が黒龍江を超えて黒河方面に殺到して採金を始め、且つ新しい金鑛も續々発見されると言ふ状態であつたので、自然會社も新設され資金も黒河に集ると言ふ様な具合で、其爲大黒河の市街が建設され一九二二年—一九二三年頃からは十萬に餘る採金夫が活動し、大黒河の町は文字通りのゴールドラッシュを現出したので、當時の産出額は此地方のみでも年額三千五六百貫に達したと謂はれて居る。

尙漠河の老溝については夢の様な話も傳はつて居る。即ち漠河縣老溝は光緒七八年頃露西亞人に依り発見せられ大規模の採金をなし、當時採金夫は一萬五千乃至二萬人に達し、食糧其他の物質をモス

コトより直輸入し採金夫一人一日の採金高は三十ゾロトニックを下らずと言はれて居り、今も尙此地方の人々は之を見果てぬ夢として有りし日の再現を信じて居る様で有る。採金夫一萬五千人としても一年の産金量は一六、四二五萬ゾロトニックとなり一ゾロ十圓と見れば十六億四千萬圓以上と言ふ事になり一年の勞働日數を二百日としても實に年額九億圓と言ふ事になる。假りに話を十分の一としても巨額の産出額が有つた事は事實の様に思はれる。

次に吉林省の方面でも露西亞人に依り一應の調査は爲された様であるけれども之を組織的に稼行したものはなく、全く流民の私掘に委して居た様で、咸豐年間に於て之等私掘者の活動範圍は非常に擴大し、當時延吉、琿春、汪清、和龍、東寧、三姓、樺甸の各地に及び一時採金夫(之を控金賊又は金匪と稱して居る)の數は十萬に達したりと謂はれてゐる。此方面で最も大規模で有名なのは夾皮溝金山である。之は山金鑛で約二百年前から採掘された形跡は有るけれども盛んになつたのは約八十年前韓邊外(後に効忠と改名)が其首領になつた當時である。此の頃には鑛夫五萬人を使役し一日の産金量五貫匁に達したと言はれて居る。

其後大正七年所謂西原借款に依りて支那政府は採金局を設け金鑛經營を計畫したけれども資本、經營、匪賊等の關係から一向成績を擧げ得なかつた。此間に於ても土民の私掘は斷續的に行はれて居た

事は勿論で、露人トルガシエフ氏は其間に於ける民國十六年の年産額を松花江上流地方八三〇砵、松花江下流地方八二〇砵、牡丹江、穆稜河、綏芬河、圖們江地方三二八砵合計一、九六八砵と推定して居る。尙同氏は同年に於ける黒龍江省の年産額につき瑗瑋地方五、〇〇〇砵、呼瑪地方一、八〇一砵、漠河地方三三八砵、奇乾地方七〇〇砵、嫩江地方七〇〇砵、小興安嶺地方一〇〇砵合計八、二六七砵と見積つて居るけれども之は少し過大の見積の様にも思はれる。

砂金の私掘を爲す土民は恰も牧草を追ふて轉々する遊牧の民と等しく、表土に近い砂金地を次ぎから次ぎへと盜掘して居るのであるから、少し深く掘り下げて調査するに於ては無限の寶庫の存在は想像に難くないので有る。前記夾皮溝の金鑛は大正四年日支協約に依る南滿指定鑛山中唯一の金鑛であつて色々な話が傳はつて居る。少し横途に外れるけれども夾皮溝を本格的に採掘し始めたのは李把头と言ふ男で、其地方一體に相當の勢力を持つて居たのであるが、當時一鑛夫から身を起し周圍の信望を集めた韓邊外がめきくと賣出して來たので、李は韓に對し夾皮溝の頭目の地位を譲らんとし韓は又李を推して之を受け様としない。色々と折衝の末抽籤で決する事になり其結果は韓が頭目となり李が副頭目となり相扶け合つて前述の様な隆盛を來たしたと言ふ様な美しい挿話も有る。此韓氏は光緒二十三年に病死し孫の登舉(子は病弱なりし由)が其事業を繼承したのであるが、日清戦争の時は

其手兵五百を率ひて海城に日本軍と戦ひ、又明治三十三年北清事變の際露軍がブラゴエ在住の支那人五千を殺戮して黒龍江を碧血で染め日本人に義憤を感じさせた次第であるが、其露軍が北滿を席捲して南下した時當時韓と肩を並べて居た三姓の大馬賊唐殿榮（手兵三萬と稱せられて居る）や吉林將軍長順と聯合して露軍と戦ひ吉林を死守して露軍に多大の損害を與へたと言ふ様な事實も有る。

現在は其の子韓文郷が後を繼いで居るのであるが昔日の俤はない様である。

註（アーネルト氏の試験の結果夾皮溝の含有量は千萬分の三・三—三・五東支鐵道實驗室の分析表によれば十萬分の二・八一五・二となつて居る。

要するに滿洲の採金の沿革は北に於ては露人に依り、南東方に於ては漢民族の流民に依り人參の私掘、伐木、墾地の副業として金の私掘が行はれ（伐木墾地による金の私掘に就ては何名慶と言ふ有名な男がある）相當盛んになると、時の政府が之に目をつけて之等私掘民を驅逐して官營、官商合辦又は個人に正式に鑛業權を與へると言ふ方法を探つたのである。けれども支那人の常として利權問題が伴ひ、政局の不安、財政の紊亂等久しきに亘りたる結果單に目先の利益に迷ひ探鑛、採掘方法の改良等には全く意を用ひず、殊に匪賊の害の爲自然に衰微し何時の間にか有名無實のものとなつてしまふと謂ふ様な事を繰返して今日に及んで居る。即ち先づ土民が發見經營し有利になると政府が之を取り

上げて失敗すると謂つた様な譯で、日本では從來事業の初め採算の取れない間は政府が之を經營したり又は補助金を與へ、採算が立つ様になつて民間に之を拂下げると言ふ遣り方と丁度反對の行き方なのであるから、土民達も却つて匪賊の味方となり陰に之に便宜を與へると言ふ様な状態になつたと謂ふ事は一面無理も無いことと考へられる。

### 第三 採金事業の現況

#### 一、滿洲採金株式會社

採金事業の現況は滿洲採金株式會社の組織及現況を説明することに依つて略明らかなになると考へるが故に以下之を概説する。

會社の組織は日滿合辦の滿洲國法人で、その資本金は壹千貳百萬圓（國幣建）で滿洲國政府が五百萬圓其中二百三十五萬圓は現物出資とし、政府が從來持つて居た國有鑛區を之に充て、滿鐵が五百萬圓、東拓が二百萬圓となつて居る。即ち創立の際は以上の三者だけで株を持ち一般には出さなかつたので有るが、將來増資の場合には一般公募しても差支ない事になつて居る。

會社の業務は山金及砂金鑛の採掘精煉、採金業者に對する資金の融通其他器具の貸與とか指導獎勵に關する事項、精金砂金の賣買其他之に附帶する事業と言ふ事になつて居る。



會社の事業地域は奉天省の大部分と熱河省を除いた地域で、九省に亘り八十八縣十一旗に跨つて居る。此中に有る國有鑛區は全部會社に現物出資として移轉せられた。此の國有鑛區の中には以前の省有、即ち例へば黒龍江省或は吉林省等の省政府の持つて居た鑛區も含まれて居る。

尙會社の事業區域内に於ては將來生ずる鑛業權は總て會社に限り之を取得し得る事になつて居る。即ち所謂既得權として既に民間の鑛業權を附與されて居る鑛區は其儘繼續享有經營を許すけれども、新たに發見された金鑛に對しては採金會社に限り鑛業權を設定することになつて居る。

然し之は會社以外に對しては金鑛業を經營させないと言ふ趣旨ではなく、實際上は單に會社が其鑛業權を持つと言ふだけで其經營に付ては場合により採金會社は之を個人又は他の會社に租鑛權を設定する事もあり、採掘を請負はせる事も出来るのであるから、眞面目に事業を經營せんとする人の活動する範圍は充分残されて居る譯で有り、且つ會社も之を希望して居る次第で有る。

右の事業區域に於ける鑛業權の獨占の外會社は特殊の權益を持つて居る。即ち國有鑛區の移轉の場合の手数料及登録税は共に之を免除せられ、營業税に代るべき鑛業税に付ても之を標準とする採鑛補助金制度が考慮せられて居る。(金の鑛産税は一般に免除せられて居る)

其代り又色々の義務をも負擔して居る。重役の選任及解任、毎年度の事業計畫、總會附議事項等に

つき監督を受けると同時に、利益金配當に付ても制限を受けて居る。即ち八分迄の利益の配當は自由で有るが八分を越ゆる場合に於ては其超過した利益額の半額を政府に納付し、更に一割を越ゆる場合には三分の二に相當する金額を政府に納付すべき事になつて居る。

次に會社の現況に就て簡単に説明する。會社は本店を新京に置き、黒河、佳木斯、延吉に出張所を設置して各其管轄區域に於ける事務を司らしめると同時に、作業所及調査隊の連絡に當らせて居る。現に作業を始め又其準備をして居るのは左の三箇所但有るが將來調査の進むにつれ漸時之を作業に移す事になつて居る。

#### 小石頭作業所

#### 泥猷河採金船建設事務所

#### 琿春作業所

採鑛調査は會社として最も力を注がなければならぬ所であるから、創立と同時に關東軍の採金事業調査部の仕事を引継ぎ康徳元年度は調査隊九隊を編成して、黒河の西に二箇所、黒河省の呼瑪縣に二箇所、寛河に一箇所、三江省に二箇所、綏芬河の上流に一箇所、琿春に一箇所、都合九箇所の調査を遂行した。大同二年の關東軍時代の調査は最初主としてエンバイヤードルでボーリングをやる目的で

有つたが冬期ボーリングは極めて困難であり酷寒の候には不可能と言ふ様な譯で、十月頃打切つて全部鐵嶺に待機して居つた。之は非常に不經濟な話で有るから冬期でも相當の調査を爲し得る方法を研究した結果從來シベリヤ及北滿の奥地で行はれて居た凍碇法を採用する事にした。此の法は冬期凍つて居る土地を火で温めて掘り下げ金層に達したら其所で更に横道を掘つて採金の仕事をするので梓など入れる必要がない寧ろ經濟的に調査が出来ると言ふので、去年は五隊の中から人を選抜して十月の上旬黑龍江の最終船で溯江させ漠河から上流の奇乾、吉拉林、三河の方面に本年四月迄約四十個の凍碇班を活動せしめた。

調査隊の行動は殆ど前人未踏の無人の境に入り治安も治まらず非常に危険で有ると言ふので、一年の時の編成は調査に従事する技術方面の者が十人で有れば略同數の警官及豫後備軍人の専門警備員を附け一隊が二十人乃至二十五人少ないもので十五人、嚴重に武装をして機關銃とか迫撃砲迄携行した。然し幸に大して危険もなく只一回だけ匪襲に逢つたけれども怪我人もなく濟んだ。それで警備員を別に附けて行く事は非常に不經濟で廣く調査を行ふ爲には餘程經濟的な方法を考へなければならぬと言ふ所から、昨年からは仕事に當る者自ら事有る時には銃を執つて起つと言ふ事にして特別の警備は附けない。其代りなるべく軍隊の經驗ある者を中心として調査隊を編成した。従つて從來の人を約

二倍の調査班に編成し得た譯である。處が去年は二度の事故が有つた。即ち綏芬河方面に出たのが梨樹鎮附近で襲撃された、此時此方は日本人十人、滿人五人計十五人の匪賊に襲撃されたのであるが晝間で有つた爲直ちに機關銃で應戦し何等の被害もなかつた。然し昨年十二月都魯河の邊に行つた一隊は十人の中五人が佳木斯に物資を取りに行つた留守中夜間に襲撃された。此時も機關銃が二挺有れば間違なかつたらうとの話で有るが佳木斯に一挺を携行して行つた爲残りの五人が一挺の機關銃で應戦したけれども遂に隊長は即死し他に負傷者二名を出した、其上金品を取られた。此二つの事故以外には別に危険はなかつた。今年は大體昨年と同じ方面に同じ方法で調査隊を出して居る。事故は本年二月技衛員の一人が匪賊に拉致されて今以て行衛不明で有る、一事で有る。然し之は警備員の有無には關係ない様に思はれる。要するに滿洲の匪害は未だ絶滅と言ふ譯には行かないので會社の調査隊に限り我々が想像した程危険はない由で、現地に居る人々は皆非常な勇氣を以て勇敢に活動して居る次第で有る。

尙鑛業法の發布により鑛業に關する法律關係も明確になり、其手續も規定され鑛業に對する指針を得た譯で有るから、一般企業家の鑛業出願も殺到する事と思はれるが既に出願されたもの百數十件に達して居る。

次に政府から出資された鑛區の内興安金廠と言ふのは嫩江の左岸に當り日本の里數にして横が六七十里、縦が百二十里に餘る廣大な地域で、民國十二年に張學良一派が創立し黒龍江の省有とし其の一派の人に貸付けて居たので有るが、一昨年末で此年限が切れたので完全に會社の經營鑛區になつた譯である。呼瑪金廠は光緒三十四年當時北洋鑛務總局の管轄に屬して居た漠河金廠から派遣して居た俞錫麟と言ふ者が同金鑛を露人の商人と密約して之に採掘させて居たもので、巡撫の周樹模が之を回收して官營とし其後黒龍江官銀號の所有になつて居たので有るが、官銀號が中央銀行に合併された結果會社に出資されたもので有る。漠河金廠は既に沿革の處でも述べた様に古くから露人に依つて組織的に試掘された地方で有るが、光緒十五年李鴻章が北洋大臣で有つて時觀音山金廠と共に北疆邊防の一策として官商合辦とし漠河金鑛有公司を組織し直隸總督直轄の下に經營したので有るけれども、大して業績が擧がらなかつた。其内光緒二十六年團匪事件の際一時露西亞に占領せられ、採金夫の多數が殺害された等の事が有つたが、光緒二十八年之を回收し北洋鑛務總局の直營とし支那人に請負はした事も有つた。宣統三年黒龍江省の直營として見なければども事業不振の爲民國七年に之を整理する必要から先づ奇乾金廠と合併し名を奇漠金鑛局と改め、廣信公司との官商合辦にして居たので有るが、業績は擧がらなかつた様である。目下會社の鑛區として日本人門脇某に調査を許可し其一部に付委託經

營せしめる事になつて居る。此の外奇乾金廠、吉拉林金廠、觀都金廠等有る。觀都金廠は觀音山及都魯河兩金場を合併したもので觀音山に總局を置き都魯河に分局を置いて經營して居たもので、其の經營も他の金鑛局と異なり利益金を歩合制度に依り分配して居る様である。

此等會社の經營鑛區の中でも手を著けて居ると言ふだけで鑛區圖も無く何處から何處迄が鑛區力判然と分らぬ様な處もあり、向ふの山から此方の山までと言ふ程度で之からよく調べて鑛區を定め鑛業權の設定をしなければならぬのであるが、何分にも廣大な面積中には一つの鑛區でも日本の四國に匹敵する様な所もある様な次第だから之を調査するのは容易な事ではないと思はれる。既に調査を終り作業に移つて居るのは前述の小石頭、琿春及泥陂河の三箇所であるが、皆相當の成績を擧げて居るから將來調査が進むにつれ續々と面白い所が発見される事と思はれる。

## 二、經營方法

流民に依る私掘は別に異つた組織があつた譯ではなく五六人乃至十五六人が一團となつて次に述べる様な採掘方法で流浪して居たのであつて、事業經營の参考になる點は少ないと思はれるから、此所には官營の場合及個人經營の場合について述べて見る、勿論各金鑛によつて多少の相違はあるけれども大體は似た様なものである。

先づ官營の金鑛局の場合には金鑛局が直接經營する場合と之を資本家に請負はせる場合とがあるが、請負に出す場合は結局個人經營の場合と同一である。直接經營の場合は把頭を使用してやるのであるが此把頭にも金鑛局直屬のものと然らざるものがある。何れにしても金鑛局は各把頭に鑛區を分割して受持たせるのであるが、直屬の把頭は月百元内外の給與を受け其の支配下の採金夫に給與する糧食其他の雜貨器具等は金鑛局から把頭を責任者として之に貸與し一定の日限内に集金して金鑛局に納入せしめるか、又は食物其他日用品の販賣權及賭博營業權を許可する場合もある。何れの場合でも金鑛局は之等の物品の賣却に因つて相當の利益を得る事には變りない。直屬でない者には定給をやらぬ代りに總て物品の販賣權は之を與へて居る。此の物品販賣に因つて得る金鑛局の利益を貨利と言つて居る。

把頭は尙其部下の採金夫の採金額の幾割を取つて居るのであるから、把頭の株は相當の價格があり鑛區の廣さ及金の含有量によつて差はあるけれども大體二千圓乃至五千圓が相場で之は自由に賣買されて居た様である。

次に事業の性質上採金夫に對しては嚴重な取締を行つて作業せしめて居る。即ち

保證人（把頭）を立て、一定の手續を経て採金夫となつた者は金場名簿に登録して採金夫證の下

附を受ける。

作業をする場合には其當日把頭は其部下の採金夫證を金廠に提出して採取證と引替へ作業を終つた時には採金夫證に引替へる。

採取證には開坑（採苗）と採取の二種があつて同日内には二種兼業する事は出来ない。

指定區域を越し又は採取證を持つて場外に出て又は採金夫證を持つて場内に入る事は出来ない。

金場には携帶する物品に制限がある。

そして採取した砂金は金鑛局に納付して記入を受ける事になつて居る。金錢を必要とする場合には其交附を受ける事は出来るけれども歸郷其他の事故を生じた場合又は決算日でなければ一般の通貨は與へられず、總て傳票に依り之で日用品の購入をする事になつて居る。

尙金鑛局は採鑛夫に對し採掘量に依らず一名に付一箇月一ゾロトニツク内外の税を課する事になつて居り之を官金と稱して居る。

それで金鑛局直營の場合の利益は此の官金と物品販賣に因る貨利及砂金買上に因る純利即ち金利の三者に依つて構成される事になる。

次に金鑛局が個人に請負はせる場合及鑛業權者が小資本家（財東）に請負はせる場合には採苗執照

と言ふ證書に據る事になつて居る。其期限は三箇月乃至五箇月を普通とする。(鑛業權者が自身で直營する場合は大體金鑛局直營の場合と變りないのであるが、官金の代りに歩合制度に依つて一定率の砂金を取る點が相違して居る)即ち鑛業權を持つて居る者は其鑛區を分割して産出額の三割見當を取る契約の下に採金事業を財東に委任し、財東は自分の區域を更に分割して把頭に委せ把頭は其部下の苦力を使役して採掘を行ふ。此の場合各々の取得は歩合に依つて居る結果其監督は特に嚴重を極める。尙之等の請負人又は把頭が新金鑛を發見した場合等の優遇方法等もきめてあるが、大體此の場合には其發見した鑛區の内最も有利な區域を全體の三割位他に優先して請負はせ、残りを他の請負人にやらせるとか又は把頭に對しては其の配下の採金夫の二十人分に對しては官金を免除するとか言ふ方法を採用して居た様である。

右の様に其組織は大體別に大した不合理な點はない様に見へるけれども、元來金鑛の有る地域は一般に交通不便な山奥であり、住民は全部金鑛關係の者だから自然金鑛の總理は事實其土地の行政長官で行政權も課稅權も持ち、採金夫や把頭の懐に入った金も料理屋、女郎屋、阿片等の爲に使はせ結局は全部自分の手中に納めると言ふ様な策を取つて居るのである。

### 三、採金方法

#### イ、採掘

採掘の方法は從來全部手掘で機械力に依つて居るものは無い。採掘は大體流水法と掘起法とに二大別する事が出来る。流水法と言ふのは朝鮮で行はれた方法で之は水流を導いて含金層を洗流し掘採と流水を同時に行ふ方法で、掘起法に比し一日の長があるけれども地勢の關係では之を行ひ得ない場合が多く、之を行ひ得る場合でも水流の加減を誤る時は金粒を流出し又は土砂間に埋没するを免れず相當の技術を要する。之は砂金層が山の中腹に有る場合高處から其砂金層まで水道を引ひて其砂金層を水中に崩し入れ砂礫をかき上げつゝ金粒を沈澱せしめて之を淘汰する方法で、水流は砂金層を崩し入れるに従つて漸時其水路を變更して行くのである。

掘起法には露天掘と坑道掘とがある。露天掘は砂金地を幾つかに分割し低い方から表土を取拂つて砂金層に達し之を採取する方法であるが、此砂金地に水流がある場合には水流が砂金地を通らない様に砂金地の上流から其流路を變更する様に水道を作つて砂金地の横を流れる様にする。(此水道を浮水道と言ふ)尙砂金地の中央にも水道を作つて湧水を放出して居る。之の浮水道及湧水は淘汰用に使用するのが普通である。

坑道掘は堅坑を掘つて砂金層に達し之を掘り擴げて採取する方法で、普通井口の廣さは五尺に二尺

五寸位で砂金層に於ては九坪位まで掘り擴げて居る。砂金層を坑外に持ち出す方法は間島方面では朝鮮式に坑道の一方に階段を造り下から順次手渡して上げて居るが北滿では跳釣瓶を使用して井外に出して居る。北滿地方で地下が氷結して掘れない場合には焼石を投入して氷を解かして掘り進むのである。

ロ、淘 汰

淘汰法は圖解でもしないと中々説明し難いのであるけれども、大體を示せば馬大溜法、大溜法、小溜法、搖簸法と言ふ様な方法がある。

馬大溜法と言ふのは傾斜面から水平に棧橋の様な物を造り此棧橋に馬車で砂金層を運び之を其下にある漏斗の中に流水と共に落し入れ其下に設けた水樋を流しつゝ樋底に金粒を沈澱せしめる方法で、水樋は十度乃至二十度位の勾配を持ち長さは一丈七、八尺であるが之を二段三段に設ける場合もあるが、滿洲では殆ど一本である。樋底には毡布を敷き金網を以て上部を覆うて砂金の混入を防ぐ様になつて居る。又水樋の下部に柳の小枝で編んだ簀子を敷く事もあるが餘り用ひて居ない様である。

大溜法と言ふのは馬大溜の小規模のもので、方法は同一で只流水を導いて樋を流し之によつて淘汰する方法で、樋は外國では四段五段と連続し居るのもあるけれども、滿洲では大體一本で樋の装置も

至極簡單で一向研究されて居ない様である。

小溜法と言ふのは五尺に三尺位の水槽を造り、槽底に毡布を敷き上部に金網又は葦子の類を用ひて砂石の混入を防ぎ砂金層を入れ水を流して之を揺り動かすつゝ砂金を毡布に收攬する方法で、最も一般的に行はれて居る方法である。尙黒龍江下流方面では露西亞人の技術を習得した結果之を水銀を用ひて居るものもある。尙流水を利用する方法（馬大溜法大溜法等）は結氷期には不適當である爲湯を沸かして此の小溜法に依るか又は溜池を掘り其水を解かして溜板により淘汰して居るのである。最も溜池で淘汰する場合には完全に淘汰する事を得ないから一度淘汰した砂金層を残して置いて夏期に改めて淘汰して居る。

搖簸法と言ふのは各自其採掘した土砂を簸又は箆の類を用ひて水のある所で淘汰する各個作業である。

四、産 金 額

滿洲に於ける現在の産金額を精確に算出し得ない事は誠に遺憾で有るが、現状に於ては止むを得ないと思ふ。以下會社關係の産金額を掲記する事により全滿の産金額を推測する参考に資する。

會社關係の本年一月より八月に至る産金額は約百八十二萬圓で有り、其内八月分が約六十萬圓に達

し八月に入つて急増し尙此傾向を持續するものと推測するので有るが、内輪に見積つても年内月額四十五萬圓を下る事は有るまいと思はれるが故に、今年度の總産額は三百餘萬圓に達するものと推測される。之に盜掘に依るものを加算すれば大體の額を窺知する事が出来ると思ふ。

尙産金額の算出は就業採金夫の數を基礎とする事が合理的で有ると思はれるので有るが、現在の滿洲に於ける採金夫數は種々の報告により大體一萬五千人を下らずと推定される。依つて最近（自三月至六月）北滿十二金場に於て採掘に従事した採金夫數及産金額を掲記する事に依り一般を類推して見たいと思ふ。

本年 三 月	採掘延人員	産出金額
三 月	三四、五九〇	八三、一一五圓
四 月	六〇、二九五	一一八、五七六
五 月	五九、五〇七	一二〇、八九四
六 月	四三、〇八四	七三、〇四三
計	一九七、四七六	三九五、六二七
	一人一日平均	二・〇〇三 <sup>甲</sup>

即ち採金一人に依る一日の産金額は二圓と云ふ事になるので有るが之等の金場は相當有名な所であり之を以て一般を推す事は出来ないと思はれるが故に一人一日の採金額を平均一圓五十錢と見る事が最も當を得て居る様に思はれる。而して一年の労働日數は二百五十日を標準とすべきが故に之れに基づいて一年の産金額を算出するときは五百十二萬五千圓と云ふ事になる蓋し當らずと雖も遠くない數字であると思はれる。

#### 五、本社事業区域内金鑛發見者採掘申出手續

既に繰返して述べた通り本社は其使命よりして金鑛の開発經營に全力を盡す事勿論であるが其極めて廣大なる事業地域に亘り無限の金鑛資源を急速に開發する事は寔に容易ならざるものあり而も日滿兩國の關係、世界の狀勢を觀察するに於ては産金事業を奨励し以て國力の充實を計る事は之を一日も忽せにすべからざるものありと信するが故に大に一般鑛業家の進出を慫慂し其參加協力を希望する次第である。依つて左に金鑛發見者採掘申出手續を掲記し其便宜に供する。

#### 本社事業区域内金鑛發見者採掘申出手續

第一 會社ノ事業區域内ニ於テ金鑛ヲ發見シ之ヲ採掘セントスル者ハ別紙様式ニ依リ鑛業法施行細則ノ規定ニ準シ調製シタル圖面三通ヲ添附シ會社ニ申出ツルコト

- 第二 前條ノ申出書ノ提出ハ書留郵便ヲ以テ爲スコト
- 會社ニ於ケル前項申出書ノ取扱ハ鑛業法施行細則第八條ノ規定ヲ準用スルコト
- 第三 申出書又ハ圖面不完備ナルトキハ會社ハ期限ヲ附シテ修正又ハ補充ヲ要求スルコト
- 第四 左ノ場合ニ於テハ會社ハ申出書ヲ受理セサルコト
  - 一 鑛業地籍無キ地域ノ申出ニシテ申出鑛區ノ圖面ヲ添附セサルトキ
  - 二 書留郵便ニ依ラサルコト
- 第五 左ノ場合ニ於テハ會社ハ申出書ヲ返却スルコト
  - 一 鑛業地籍アル地域ノ申出ニシテ申出ノ日ヨリ十五日以内ニ申出區域ノ圖面ヲ提出セサルトキ
  - 二 第三項ニ依ル指定ノ期限内ニ修正又ハ補充ヲ爲ササルトキ
  - 三 鑛業出願ノ爲要スル實地調査ニ立會セス又ハ實地調査ノ爲要スル費用圖面調製ノ爲要スル費用ヲ納付セサルトキ

注意

- 一 共同申出ナルトキハ内一名ノ代表者ヲ定メ申出書ト共ニ届出ツルカ又ハ申出書ニ代表者ヲ定メ置クコト
- 二 申出人カ滿洲國內ニ住所ヲ有セサルトキハ申出書ト共ニ滿洲國內ニ假住所ヲ届ケルカ又ハ申出書ニ假住所ヲ記載シ置クコト

一、金鑛ノ種別	金鑛、砂金鑛
一、地名	省 縣
一、鑛業地籍	區 號 條 段

一、面 積 單位 區域 陌 阿

右地域ニ於テ金鑛 砂金鑛 探掘致度候間御承諾被下度圖面及身分證明書(或登記簿謄本)相添申出候也

康德 年 月 日

本 籍 何 誰  
現 住 所 申 出 人

滿洲探金株式會社 御中

(本社所在地郵便宛先)

新京大同街康德會館内  
滿洲探金株式會社

右申出を受けた場合本社は其地域に對して鑛業權を設定し各種の事情を考慮して申出人に租鑛せしめるか又は之れが探掘を委託する方針である。

又金鑛を發見し自ら探掘する事を希望せられない向に對しては相當の發見料(山金に於ては三百圓乃至五萬圓の賞與金)を提供する事になつて居る。租鑛權及請負契約の内容等に就ては其の場合に依り事情を異にするが故に豫めの確に之を指示するを得ないけれども出來得る限りの便宜を供與する事を根本方針として居る次第である。



尙現に政府から出資せられた鑛區及其他の請負鑛區に對しては本社の責任を以て之れが採掘を請負はしめ資金、警備及技術の指導等に就き最善の援助を與へて居る。此の請負は請負人をして鑛業權を行使せしむると云ふのでは無く單に採掘と云ふ事實行爲を請負はせて居るのである。従つて經營上の責任は本社が之れを負擔すると共に其の採掘に係る金も請負人が取得するのでは無くして本社が總て之を取得する事になつて居る。

#### 第四 採金事業の將來

採金事業の將來を考へる上に於て其基礎的條件である所の鑛床の分布、經營方法及採金方法、治安の問題等を考へて見たいと思ふ。

##### 一、鑛床の分布及性質

滿洲に於ける金鑛の分布狀態を其の沿革から調べて見ると大體

一、大興安嶺西部地方、二、大興安嶺北部の漠河地方、三、黑龍江沿岸の黑河鷗浦地方、四、松花江流域地方、五、間島地方、六、東邊道地方、七、熱河地方

の七つに分ける事が出来る。即ち滿洲國の國境及中部松花江地方と謂ふ事になるのであるが之は地質學上から見ても其通りになつて居るのである。そしてアーネルト氏等に依り將來最も有望とせられて

居るのは興安嶺の西部及北部地方竝に間島省、吉林省、濱江省等の方面であるが此の地方は多く人跡未踏の地又は所謂鑛業の處女地に屬するので望みを將來に囑する事が出来る。アーネルト氏の計算に依れば北滿の金埋藏量は六五〇箇所三五〇萬噸と謂はれ時價に見積つて百億を超えることになる。それで會社としても引續き此の方面に主力を注いで調査をするつもりであるけれども、何分前に述べた様に非常に廣大な地面で到底會社だけでは其の目的を達する事は困難であるから、大いに一般大衆の協力を希望し出來得る限りの便宜を供與する覺悟である。尙此方面は從來主として砂金を目指して居たのであるが、地質の上から言つても山金の調査も必要な様である。山金は元來間島方面が有望視されて居るのであるが、之は朝鮮との地質關係から言つても將來必ず相當なものが發見される事と思はれるので、將來此の方面には充分の力を注ぐつもりである。由來砂金は其の壽命の短いのを常とし三年とか五年とか採掘すると鑛床が切れたり、急に含金量が少なくなつたりするのが普通であるから、大規模な計畫を爲し得る場合は少ないのであるから、將來は是非共山金にも調査を進めて寧ろ山金を主とし砂金は其の次ぎと言ふ様に考へなければならぬ。それには前にも述べた様に間島特に琿春から綏芬河の間が有望の様に思はれる。此間島地方は其の他の條件例へば交通とか氣候とか言ふ方面から考へても朝鮮に境して居る關係上將來最も早く發達するのではないかと思はれる。只問題は匪賊の害

と言ふ事であるけれども之も追々と交通が整備し眞面目な企業家が續々入り込む様になれば自然に除かれるであらう其の一日も早からん事を望む次第である。

要するに滿洲は其の全面積百三十萬平方呎の内百萬平方呎は金を含んで居ると言はれて居るのであるが、發見の難易といふ關係から従來國境山嶽地方が産金地として知られて居り、將來も其の方面を採鑛する事が捷徑であると思はれる。次に注意しなければならぬ事は日本及朝鮮の金鑛が多く幼鑛脈であるのに、滿洲の金鑛の多くは老鑛脈である點である。之は採鑛の上にも亦經營の上にも重大な關係を有する事項で有るから各之に適當する方法を講ずる必要がある。

## 二、技術の改善

採金事業の將來につき考へなければならぬ事は採掘及淘汰技術の改善と言ふ事である。それは目下各地で既に一度淘汰した土砂を改めてやり直して結構採算が取れる様であるが、金の價格の騰貴の爲でもあるけれども技術が拙劣な爲に相當の金を取り得ずに残されてあると言ふことを裏書きするものであるから將來手掘によるものに就ては一層研究の餘地がある様に思はれる。一寸考へて見ても金粒の大小によつて水槽の勾配、長短及槽底に敷く毡布の粗密と言ふ様な點は之に應ずる様に改良を要するのであるが採金夫等は此等の點には全然無頓着の様であるから指導監督をする者は餘程の注意が必

要の様と思はれる。

次に鑛床の状態及大きさに依り採金船による採掘が適當する場合が有るのであるが之れに就ては専門的研究を要する事勿論である。其の採算の基礎については後に之を略述する事にする。

尙此技術の問題及次に述べる治安の問題と關聯して考慮しなければならぬ問題に鑛業移民に關する問題がある。特に武裝移民と鑛業移民、日本の農業移民と鑛業移民と言ふ様な問題は、國策の上から言つても亦治安の問題から見ても極めて重大な問題であり、なるべく多數の日本移民が來る事が治安維持の爲の捷徑であり、日本人の智能を招來する事が技術改善の條件である以上、少なくとも將來に於ては従來の把頭の地位は日本の移民によつて代らしむべきではないかと考へられる。

## 三、治安の問題

採金事業の將來に就いて考へなければならぬ事はやはり治安の問題で、之は交通、通信の問題と相關聯して研究しなければならぬ。既に採金事業の沿革の處でも述べた様に採金と匪賊とは淺からぬ因縁がある様である。つまり南方熱河間島方面は所謂控金賊又は金匪と言はれる漢人(主として山東人)が採金の元祖であり、北滿方面は露西亞人の盜掘が事業發展の原因を爲して居るので、其後も金の盜掘をする者又は實際鑛業權を持つて居る者でも匪賊と連絡を取り之に一種の税金を納めて他の匪賊の襲

撃に備へると言ふ様な事が續いた爲に、金と匪賊とは離る可らざる關係に有つたのである。金の外阿片とか林業とか荷物の運送とか言ふ様な業務には匪賊は付きもので、匪賊保険（之は匪賊の害に對して保険を掛けると言ふのではなく匪賊に保険金を出して其保護を受けるのである）と言ふ様な制度まで出来た程である。つまり産物を奥地から市場へ運送する事を要する場合には必ず其陰には匪賊があつたのである。此點を考へると先づ交通及通信事業の整備と言ふ事を考へなければならぬ。

採金事業を爲さんとする者は其地方に於ける匪賊の種類及習慣と言ふことに就ては餘程研究しなければならぬ。無暗に恐れる事も亦之を輕んずる事も共に禁物である。一口に匪賊と言つても色々な種類がある、例へば白蓮教の亞流たる大刀會、紅槍會と言ふ様な宗教的（宗教と言ふよりも寧ろ迷信と言つた方が適當かとも思はれる）な匪賊もあり、共產的な色彩を持つて居る政治的な者もあり、又舊軍閥崩れの兵匪と稱すべきもの、更に又一般良民が農業饑饉又は水害等の爲に匪賊に轉じた者もあり、又所謂鼠賊と稱すべき部類に屬する者もある。實際農民と匪賊との差は紙一重であつて水害饑饉等の場合には急に匪賊の數が増加するのであるから全く始末が悪い。であるから初めから彼等を輕蔑してかゝるのが危険であると同時に、目に觸れる者は總て匪賊であるかの如く考へ之に害を加へる事も慎まなければならぬ。之が爲却つて良民の匪賊化してしまつた例は澤山ある。

以上の様に色々種類はあるけれども物資の掠奪が彼等の生活手段である點は變りなく、各繩張りを持つて居り内部には嚴格な組織があつて一寸中世獨逸のギルドに似た様な點もある。従つて事業を爲す者は其周圍に居る匪賊の内情及習性をよく研究して之が對策を講ずべきである。殊に彼等が襲撃する場合には非常に用意周到であり、多くは内應者に依るのが常であるから之に乗せられない様に警戒する事が肝要である。少し話が横道にそれた様に思ふけれども滿洲で採金事業を爲すが爲には匪賊の問題は非常に重大で事業採算の基礎に就ても彼等に對する警備費が非常な負擔になるのであるから餘程注意しなければならぬ。尙匪賊研究の資料は相當澤山あるから之を一つの社會現象として研究するのも面白い事と思ふ。

#### 四、採算の基礎

一體砂金の含有量はどの位あれば採算が取れるかと言ふ事は誰でも知りたがる所であり、且つ事業成否の鍵をなすものであるけれども、之は決して一概に言ふ事は出来ぬ。つまり氣候の寒暖、匪賊の状態、交通の便否、砂金層の深さ及廣さ、勞力の供給状態と言ふ様な事を考慮に入れなければならぬ。それで滿洲では大體一立方碼に四十錢乃至六十錢の砂金があれば算盤が取れると言はれて居る。けれども以上の事情をよく考慮し決して所謂利權屋などの手に乘らぬ様注意しなければならぬ。只滿洲で

は氣候寒く、稼行期間短く且つ交通不便で又匪賊に對する關係上朝鮮の二倍の含金量がなければ採算がとれぬと謂はれて居る。

手掘の場合に於ける採金夫一日の採掘能力について三立方碼又は四立方碼と云ふ様な記述が有るけれども實際に於ては二立方碼又は二立方碼半と見る事が安全で有ると思はれる。尙一ヶ年の勞働日數は所によつて異なる事が有るけれども大體二百五十日と見るべきである。

次に採金船による採掘について大體其採算の基礎を略述して見る。

採金船の壽命は修理の如何に依つては十五年乃至二十年位は使用に堪へるので有るけれども大體十年を以て償却する計算をなす事が確實である。而して採金船の建設には約六十萬圓を要し（運賃を含むが故に所によりて相違あり）之に十年間の修理費約四十萬圓を加算するときは固定資産として百萬圓を計上しなければならぬ。それに經常費として年額約十萬圓を要するが故に之を十年に割り當てると年額約十二萬圓と謂ふ事になる。

採金船の一日の採掘能力は六千立方碼と見るべく一年の操業日數は北滿に於ては百八十日、南方に於ては二百二十三日と見るを至當とすべきが故に之に依つて採掘面積碼當り採算可能含金量も定まる譯である。

採金船は右の面積及含金量が許すならば同一箇所に二隻以上を使用する事が經常費特に電力料警備費等を節約する上に於て效果的であると思はれる。

尙元來日本で鑛山事業と言ふことは全然投機的であり、眞面目な企業家の手を出す仕事で無い様と思はれて居る點も有るけれども、之は精密な調査と周到な計畫の下に行はれるならば決して投機的ではなく、確實な事業であると言ふことを知つて頂きたいと思ふ。

## 第五 結 言

以上大體に於て採金事業の概要を述べたと思ふのであるが、要するに従來採金事業不振の原因は一、交通の不便、二、匪賊の跳梁、三、投資の不安、四、採金方法の幼稚、五、經營の拙劣等が其の原因であり、尙其の因つて來る所以を尋ねるならば政情の不安、官權の苛斂誅求と言ふ事が其の根源を爲して居ると言ひ得るのである。然るに今や滿洲帝國の建設を見之等秕政を一掃すると共に、進んで採金事業獎勵の方針を決定せられたのであるから企業に従事する者が其の技術の改善經營の合理化に精進するならば將來の躍進は期して待つべきものがある。今試みに朝鮮に於ける最近數年間に於ける産金額を掲げて參考に供する。

年次	金額	産金量
昭和四年	五、八七四、六五八圓	一、四八〇、六九六匁
同五年	六、六一八、六五六	一、六五〇、〇二四
同六年	九、五八三、九五〇	二、四〇八、二六九
同七年	一九、六三三、一七三	三、六四六、八九一
同八年	二九、三九四、五四六	四、三二六、三七八
同九年	四五、〇〇〇、〇〇〇 (推定)	

と言ふ數字を示して居る。右は金の價格騰貴と言ふ事も其の一因ではあるけれども、朝鮮總督府の獎勵政策が最大の原因である事は疑無き處である。尙昭和八年度の金鑛業出願數は四千八百七十七件に達して居る。

(金探鑛獎勵金交付規則昭和七年八月府令第七十八號、低品位金鑛石賣鑛獎勵金交付規則昭和八年六月府令第五十九號參照)

右朝鮮に於ける九年度四千五百萬圓に盜掘密買に依り統計に表はれない額を加算するならば總額は六千萬圓以上に達すべく、十年度に於ては一億圓を突破する事も難事でないと言はれて居る。

其の鑛區に於て其の鑛量に於て遙かに朝鮮を凌駕せりと推定せらるゝ滿洲に於ける採金事業の前途は蓋し洋々たるものありと言はなければならぬ。滿洲採金會社の事業範圍のみに於ても年産一億圓は決して架空の目標ではないと確信する次第である。然し採金事業を志す者の常に心せねばならぬ問題がある。それは採金事業の特異性の研究と認識と言ふ事である。採金事業の特異性は金の物理的の性質、經濟上の地位及金の賦存の状態から來るのであるが、滿洲に於ては之に治安、交通の問題が拮据事に依り一層複雑なものとなつて居るのである。治安の問題に就いては既に其の概要を述べたが故にこゝには之を離れて只單に此の問題に關し示唆を與へる程度に留めたいと思ふ。

金の物理的及經濟上の特異性に就ては鑛物學、貨幣論と言ふ様な方面から研究が積まれて居り言はば一般の常識となつて居るが故に贅言を要しないと思ふが、事業に關する範圍に於ては其高價なる事、運搬に便利なる事及酸化變質しない事の爲に採金夫に依る竊盜、密賣、陰蔽の目的となるが故に之が防止につきて適當の方法を考慮する必要がある事と、金の比重の關係が砂金淘汰方法の原理を爲し特に流水によつて淘汰する場合には金粒の大小形狀が流速を加減する條件を爲す點である。即ち金の比重は一・九・三一であるが水中に於ては一・八・三一であり、岩石の比重は平均二・七であるが水中に於ては一・七であるが故に空中に於ては金は岩石の七倍の重さであるのに水中に於ては十倍半の重さを持つて居るが故に金の淘汰は水中に於て行ひ易いと言ふ結果となる。従つて淘汰用液の比重を考慮する

事により、より容易に淘汰を爲し得るであらうと言ふ事も想像出来る。又流水が水中にある物を運搬する力は速度の六乗に比例すると言はれて居るが故に之を研究する事により淘汰機器の構造、長短、勾配等が決定される譯である。尙流水の速度と金粒の關係を知る事は砂金層の探鑛の上にも其の應用の範圍があると思はれる。尙目下電氣に依る地下鑛物探査と言ふ方法が研究されて居り其の實現も遠くないと言はれて居る。之れが實現の曉には探鑛調査は一新紀元を劃するであらう。此等の事も亦心に留めて置く必要が有ると思はれる。

次ぎに金の賦存状態による特異性は企業經營方法を決定する規準となるものであるが故に特に慎重なる研究を要する。金の賦存状態は大は年産額平價四億五千萬圓に達し世界總産類の半ば以上に達するトランスバール大金鑛から、小は所謂金釣り法、搖り鉢法と言ふ様な地方農民の副業として行はれる様なものに至るまで、鑛量が千差萬別であるばかりで無く砂金有り、山金有り、含金礫岩有り、其の鑛脈も幼老の別により金に随伴する運鑛岩も種々雑多であるが故に經營方法も自ら之に依つて異ならなければならぬ譯である。従つて砂金採取に就ても採金船必ずしも可であり手掘必ずしも非であるとは言ひ得ない。要は此等の事情を精密に研究する事に依り之に適した方法を講ずるに在る。

以上

## 滿洲採金事業の手引

### 一、實業部佈告

實業部公函 康徳元年(十一月三十日) 第一六七號 (鑛政科第三九號の三四)

吉林省公署

黑龍江省公署 宛

興安總署

滿洲採金株式會社設立要旨の佈告を爲し以て商民に周知せしむるやう

所屬に轉令せしめられ度件

滿洲採金株式會社が成立して已に數箇月なるも只該會社の設立要旨が一般民衆及鑛業權者にして尙知悉せざる者多きを恐る、茲に特に其の一切の組織内容を詳細説明すべし、査するに産金政策は現在世界各国經濟政策中最も重要な部分なり、此の政策の處置如何が當に其の國家財政の消長に影響するのみならず且國民經濟の盛衰に影響し誠に國財を鞏固にするの必要條件と謂ふべし。

故に各國皆競々として産金政策の調査研究に従事し然も尙足らざるを恐れつゝある状態なり況や我  
 滿洲帝國の吉黑興安三省は古より以來金源最も豊富と爲す只經營幼稚にして規模狭小なるを以て天恵  
 の寶藏をして徒に地に遺棄しつゝあるは惜むべき事なり此の故に今日速に優秀の技術と雄厚なる資本  
 を以て合理的經營に基き官民合辦の滿洲採金會社を設立し産金政策を統制せんとする所以は實に國策  
 上重要な舉なればなり政府は此の意旨に基き各關係方面と協議を進め先には關東軍特務部内に滿洲採  
 金事業調査部を設置し調査隊を編成して吉黑兩省の金鑛を調査せる結果成績以外に良好なりき是に於  
 て發起者の自信を強め大同二年十月該會社設立の要綱を決定するに至れり、尙本年一月準備事務所を  
 設立し總て妥當なる方針と周密なる計畫に基き積極的に準備を進め遂に本事業をして完成せしむるを  
 得たらしめたり、翻つて本年五月八日設立委員會を設け五月十五日成立總會の開催を見かくして該會  
 社が完全に成立を告ぐるに至りたるは慶幸の至りなりとす尙該會社の資本金總額は壹千貳百萬元にし  
 て内我滿洲帝國は五百萬元日本側滿鐵五百萬元東拓二百萬元なり其の經營目的は以上の趣旨に基き吉  
 黑興安各省内の産金地域内に於て次の事項を經營するものとす。

- 一 金鑛の採掘及精鍊
- 二 採金業者に資本を供給し竝採金事業の委託竝受託經營

三 粗鑛砂金及精金の賣買

四 前項各項の附帶事業

上述の區域内に於ける個人の既得鑛業權利は充分尊重すべく且爾後金鑛の發見者ありたる場合は該  
 會社は其の鑛業權を取得し而して後其の經營を委託すべし、故に如何なる地如何なる時に論なく該會  
 社が獨占して直營するものに非ざるなり、該會社が各方面の關係者の指導と一般民衆の援助竝該會社  
 の幹部及従業者の努力を得てこそ始めて所期の發展を爲し其の將來の成功を豫測し得ん、以上は該會  
 社組織の要旨なり其の組織事情を詳細列記説明すると共に茲に通達す、右に準じて所屬機關に命じ佈  
 告を爲さしめ以て商民をして周知せしむべし且地方鑛業權者及金鑛請願人等をして徹底的に明瞭なら  
 しめ以て誤解なきやう萬全を期せられたし。

滿洲採金株式會社設立説明表

資本性質	成立日期	權限	宗 旨	鑛 區 所 在 區 域 範 圍
官民合辦 計國幣一 千二百萬 圓內滿洲	康 德 元 年 五 月 十 五 日	滿洲國 産金政 策を統	一、砂金又金鑛の 採掘竝精鍊 二、産金業者に資 金を供給し採	一、黑龍江省蘿北縣即觀都金鑛局所屬全部 二、黑龍江省呼瑪縣興安東分省巴彥旗(即黑龍江 省嫩江縣)即ち餘慶(興安)金鑛所屬全部 三、興安北分省「額爾克納左翼旗」境內即ち馬力

國政府五 百萬圓滿 鐵會社五 百萬圓東 拓二百萬 圓	制す	金事業經營の 委託及受託	得河、額爾克納河、吉拉林河、等官有金廠
		三、粗鑛砂金及精 金の賣買	一、興安北分省「額爾克納右翼旗」境內即ち烏瑪河 阿利雅河、阿拉干河等官有金廠、
		四、前列各項の附 帶事業	一、黑龍江省漠河縣境內即ち秋拉巴氣秧哥氣老 溝、吉興金鑛等の官有金廠

二、實業部訓令

實業部訓令 康徳二年 (鑛政科第八號の二の一〇) 第三六六號

(別紙添付)

奉天、間島、濱江、三江 省長に令す  
龍江、吉林、黑河

滿洲採金株式會社事業區域内に於ける金鑛開發に關する件

滿洲採金株式會社は康徳元年勅令第三十八號(滿洲採金株式會社法)に依り設立せられたる特殊會社にして同年勅令第三十九號(滿洲採金株式會社の事業區域に關する件)に定められたる區域即ち現在別表に掲ぐる區域九省八十八縣十一旗を同會社の事業區域とし此の區域内に於ける金鑛(砂金を含む)の開發經營に當ることを使命とするものなる處今般新鑛業法の施行と共に勅令第百六號(鑛業法

第九條の規定に依る資源保全上必要な鑛物を目的とする鑛業の出願に關する件)に依り會社の事業區域内に於ける金鑛の鑛業の出願は會社以外之を爲すことを得ざる旨定められたり。

然るに此の勅令の趣旨たるや金鑛資源の保全上地域を限り特殊會社をして鑛業權を獨占せしめ置き之に依り採金事業の經營を統制せんとするものにして一般民間をして絶對に採金事業を經營せざらしめんとするの意に非ざるのみならず斯くの如き廣大なる地域に於ける金鑛資源の開發は到底一會社のみの能くする所に非ざることとは事理の當然とする所なり、仍て政府は會社の事業區域内に於て金鑛を發見し之が採取の事業を實際に經營せんと欲する者をして其の旨會社に申出でしめ會社は之に基き鑛業權の制定を受けたる上當該申出人に對し租鑛權を制定して以て其の企業心を満足せしむることとするの方策を樹て會社亦之に應じ別紙の如き公告を發表したり之に依り右區域内に於ける採金事業の發展は些かも阻害せらるることなかるべきは勿論却つて會社の統制ある營業政策の下に諸般の援助利便を享け益々隆盛に赴くべきこと期して待つべきなり、世上往々にして法令の眞意を誤解して權利の獨占は利益の壟斷を誘致するもの延いては政府の産業政策を云々するに至ることを憂ふ、仍て該省長に於ては上述の趣旨を充分に理解し商民に佈告すると共に縣長に轉令し以て中央の國策遂行に些か支障なからしめんことを期すべし。



此に令す

附件 滿洲採金株式會社公告

康德二年十月十日

實業部大臣

丁

鑑

修

### 三、滿洲國採金株式會社公告

當會社は別表に掲ぐる事業區域内に於て金鑛（砂金を含む）の開発經營に當ることを使命とするものであります。が今般鑛業法の施行と同時に右當會社の事業區域内に於ては當會社を措いては金鑛の鑛業出願を爲すことを禁止せられることとなりました。然る所右事業區域は北滿一帯の極めて廣大なる地域に亘り其の包藏する無限の金鑛資源を合理的に開發運用することは實に容易ならざる事業であります。當會社は其の使命に鑑み事業の遂行に付勿論極力懸命に努力致しつつある次第であります。尙一般鑛業家の活潑なる探鑛と企業的活動とに俟たねばならぬ所大なるものがあります。茲に於て當會社は右事業區域内に於て自ら採金事業を直營しない鑛區に對しては大に一般鑛業家の進出を希望し其の參加協力を求め度いのであります。就ては世上各位に於かれましては此の趣旨を充分に御了解の上

將來當會社の事業區域内に於て金鑛を發見せられたる向は速に當會社に申出でられ度當會社は左記要綱に從て極めて公正適切に之を處理し以て資源開發の使命達成上遺憾なきを期する次第であります。

康德二年九月三日

滿洲採金株式會社

記

一、別表に掲ぐる滿洲採金株式會社の事業區域内にして未だ金鑛の鑛業權の設定なき區域に於て採金事業を營まんとする向は鑛業法令に規定する鑛業の出願に準じ探鑛せんとする區域を明示せる圖面を具し書留郵便を以て會社に其の旨申出でられ度

二、滿洲採金株式會社前號に依る申出に基き鑛業權設定の登録を受けたるときは申出人に對し租鑛權を設定するものとす但し會社の都合に依り申出人に對し租鑛權を設定せざるときは之に相當の發見料を交付するものとす

三、前號に依る租鑛權の設定又は發見料の交付に關し同一の區域に對し二以上の申出あるときは申出書發送の日時先なる申出優先し申出書發送の日時同一なるときは抽籤に依り優先者を定むるものとす

四、滿洲採金株式會社申出に基き鑛業の出願を爲す場合に於ては其の出願に付申出人より實費を申受くることを得るものとす

(注意) 別表事業區域中興安東省及興安北省は當分の内一號の事業區域内より之を除外す

奉天省 一 縣

濛江縣

間島省 四 縣

延吉縣 汪清縣 琿春縣 和龍縣

濱江省 二十七縣

寧安縣 穆稜縣 東寧縣 密山縣 虎林縣 葦河縣  
 延壽縣 珠河縣 五常縣 木蘭縣 寶 縣 阿城縣  
 雙城縣 東興縣 巴彥縣 呼蘭縣 肇東縣 肇州縣  
 鐵驪縣 慶城縣 綏化縣 蘭西縣 綏稜縣 海倫縣  
 望奎縣 青岡縣 安達縣

三江省 十四縣

樺川縣 富錦縣 寶清縣 勃利縣 依蘭縣 方正縣  
 湯原縣 蘿北縣 綏濱縣 同江縣 撫遠縣 饒河縣  
 通河縣 鳳山縣

吉林省 十六縣

敦化縣 樺甸縣 額穆縣 舒蘭縣 永吉縣 磐石縣  
 榆樹縣 德惠縣 雙陽縣 伊通縣 扶餘縣 農安縣  
 長春縣 乾安縣 長嶺縣 九臺縣

龍江省 十八縣

嫩江縣 龍鎮縣 通北縣 德都縣 訥河縣 克東縣  
 克山縣 拜泉縣 依安縣 富裕縣 甘南縣 龍江縣  
 景星縣 明水縣 林甸縣 泰康縣 泰來縣 大賚縣

黑河省 八 縣

瑗瑋縣 漠河縣 呼瑪縣 烏雲縣 佛山縣 鷗浦縣  
 奇克縣 遜河縣

- 興安東省 五 旗
- 巴 彥 旗 莫力達瓦旗 阿 榮 旗 布特哈旗 喜札嘎爾旗
- 興安北省 六 旗
- 額爾克納右翼旗 額爾克納左翼旗 陳巴爾虎旗 索倫旗 新巴爾虎左翼旗 新巴爾虎右翼旗

四、滿洲採金會社の組織

會社の組織は滿洲採金會社設立説明表により明らかなるも尙之を詳細にすれば

一、資 本 金

資本總額一千二百萬圓にして一株の金額を五十圓とし二十四萬株に分つ而して其株式は

- 滿 洲 國 政 府 九萬九千六百株
- 滿 洲 中 央 銀 行 四 百 株
- 南滿洲鐵道株式會社 十 萬 株
- 東洋拓殖株式會社 四 萬 株

の引受にして滿洲國政府九萬九千六百株の内四萬六千六百株は國有鑛區の鑛業權竝に其附屬財産を滿

洲中央銀行四百株は鑛業權を各現物出資し其全額拂込に充て其他の株式は四分の一の現金拂込を爲せり、故に現在資本の構成は左の如し

- 現 物 出 資 額 二、三五〇、〇〇〇圓
- 現 金 拂 込 額 二、四一二、五〇〇
- 拂 込 未 済 額 七、二二七、五〇〇

二、事 業 區 域

會社の事業區域は舊吉黑兩省にして現在に於ては九省に亘り八十八縣十一旗に達し中部及北部滿洲に於ける産金地の殆んど全部を抱括し會社に限り其鑛業權を賦與せらるゝものとす、但し該地域内に於ても既得權は之を尊重し從來より有せる鑛業權は之を認む

三、出 資 鑛 區

滿洲國政府より創立の際現物出資せられたる鑛區左の如し

- (一) 三江省蘿北縣
- 觀都金鑛局所屬砂金鑛
- (二) 黑河省呼瑪縣、龍江省嫩江縣、興安東省巴彥旗

餘慶金鑛局所屬砂金鑛

(三) 興安北省額爾克納右翼旗

官有金廠所屬砂金鑛

(四) 興安北省爾克納左翼旗

官有金廠所屬砂金鑛

(五) 黑河省漠河縣

官有金廠所屬砂金鑛

(六) 黑河省呼瑪縣

滿洲中央銀行所屬砂金鑛

以上の金鑛は何れも舊來の官有鑛區にして鑛區圖を以て面積を限られたるものにあらず (二)の如きは黑河省呼瑪縣、龍江省嫩江縣、興安東省巴彥旗に亘る廣大なる地域を占め(四國の面積に匹敵す) (一)(三)(四)(五)の如きは各其の縣及旗全體を包含するものなり。

#### 四、會社の業務

會社は其の設立の趣旨に従ひ採金事業の開發經營に當る爲め左の業務を營むものとする

一、砂金及金鑛の採掘並精鍊

二、會社の直營せざる鑛區に對する租鑛權の設定

三、産金業者に對する資金の供給及採金事業の委託並受託

四、粗鑛、砂金及精金の賣買

五、前各號に附帶する事業

即ち會社は直接採金事業を經營する外産金業者に對しては資金の供給技術上の指導を爲すと共に鑛の獎勵、資本及技術の誘致につきても極力之が實現を期し一般公衆と共に國家經濟の大計に協力せんとす

#### 五、採掘手續

事業區域内に於て金鑛を發見し採掘せんとする者の申出に關する手續

第一 會社の事業區域内に於て金鑛を發見し之を採掘せんとする者は別紙様式に依り鑛業法施行細則の規定に準し調製したる圖面三通を添附し會社に申出づること

第二 前條の申出書の提出は書留郵便を以て爲すこと

會社に於ける前項申出書の取扱は鑛業法施行細則第八條の規定を準用すること

第三 申出書又は圖面不完備なるときは會社は期限を附して修正又は補充を要求すること

第四 左の場合に於ては會社は申出書を受理せざること

一 鑛業地籍なき地域の申出にして申出鑛區の圖面を添附せざるとき

二 書留郵便に依らざるとき

第五 左の場合に於ては會社は申出書を返却すること

一 鑛業地籍ある地域の申出にして申出の日より十五日以内に申出區域の圖面を提出せざるとき

二 第三項に依る指定の期限内に修正又は補充を爲さざるとき

三 鑛業出願の爲要する實地調査に立會せず又は實地調査の爲要する費用、圖面調製の爲要する

費用を納付せざるとき

注 意

一 共同申出なるときは内一名の代表者を定め申出書と共に届出づるか又は申出書に代表者を定め置くこと

二 申出人が滿洲國內に住所を有せざるときは申出書と共に滿洲國內に假住所を届出るか又は申出

書に假住所を記載し置くこと

金鑛々業申出書

一金鑛の種類 金鑛 (砂金)

一地名 省 縣

一鑛業地籍 區 號 條 段

區 號 條 段

一面積 單位區域 陌 阿

右地域に於て (砂金鑛) 採掘致度候間御承諾被下度圖面及身分證明書(或登記簿謄本)相添申出候也

康德 年 月 日

本籍

現住所

申出人 何 誰

滿洲採金株式會社御中

## 六、鑛業法實施に伴ひ鑛業權者の採るべき手續概略

(以下法ニ鑛業法、施ニ鑛業法施行細則の略)

## 第一 一般手續(引續き鑛業を爲す場合及新たに鑛業權を取得せる場合)

## 一、施業法の作成法(法第八十一條)

鑛業權者は施業案に依るに非ざれば鑛業を爲す事を得ず

施業案を作成して監督署長の認可を受くる事を要す又施業案を變更せんとする場合に於ても同様な

り

而して施業案の認可申請書には格式第十四號に準じて調製したる施業案及之を説明すべき圖面を添附する事を要す尙變更の場合に於ては變更の理由を詳記したる書面をも添附すべし(施第五十一條)

## 二、坑内實測圖及鑛業簿の作成

鑛業權者は坑内實測圖及鑛業簿を作成し之を鑛業事務所に常置するの外其複本を監督署長に提出することを要す(法第八十三條)

右の外鑛區圖及施業案をも鑛業事務所に備置く事を要す(施第四十九條)

坑内實測圖は施第五十三條の規定に依り毎月末に於ける掘進の狀況を測定し翌月中に調製することを要す

監督署長には毎年十二月末日迄の分を翌年二月末日迄に提出するを要す

鑛業簿には施第五十四條の規定に依る記載をなし其複本は格式第十五號に準じ毎年六月末日及十二月末日迄の分を各七月末日及翌年一月末日迄に提出すべし

## 三、鑛業に關する明細書の作成

鑛業明細書は格式第十六號に準じて之を作成し毎年六月末日及十二月末日迄の分を各七月末日及翌年一月末日迄に監督署長に提出することを要す(法第八十四條施、第五十五條)

## 第二 新たに鑛業を出願する場合及鑛業權の變更を出願する場合

## 一、法第十六條に依る願書及圖面の提出

願書に添附すべき圖面は格式第十號に準じ施第二十一條に規定せる事項を記載すべし

## 二、施第十二條に依る身分證明書又は登記簿謄本の提出

三、鑛區の訂正、増減の出願に付ては施第三十二條の規定に依る圖面を提出する事を要す(施第三十六條)而して右圖面には新舊出願區域の關係を明示すべし(施第三十一條)

四、鑛區の合併、分割又は分合の場合に於ては施第三十五條の手續を爲すを要す（施第十八條第二項参照）

右に付ては施第四十條及第四十二條を參照するを要す

五、鑛業に着手したるときは施第四十八條に依る届出を爲すことを要す鑛業事務所を移轉したる場合も亦同じ

六、鑛業權の登録後六箇月以内に事業に著手せず又は六箇月以上休業せんとするときは其期間を明示し理由を詳記して監督署長に届出づべし其期間内に事業に著手したるときも亦届出を要す（施第五十條）

### 第三 官廳の命令に依り提出すべき書類及爲すべき手續

一、實業部大臣は（イ）鑛業出願區域の位置形狀が鑛床の位置形狀と相違し鑛利を損するものと認むるとき（法第二十四條）（ロ）錯誤に因り鑛業權を設定したるとき（法第二十條）（ハ）鑛區の位置形狀が鑛床の位置形狀と相違し鑛利を損するものと認むるとき（法第四十一條）及（ニ）鑛床の位置の形狀に依り隣接鑛區に掘進するに非ざれば鑛利を保護すること能はずと認むるとき（法第四十二條）は鑛業出願區域又は鑛區の訂正を命ず

此の場合に於て鑛業權者（又は出願人）は指定の期間内に圖面五葉を提出することを要するものとす（施第三十二條、第三十八條）

二、鑛業上危険の虞あり又は公益を害するの恐れありと認むる場合は實業部大臣は豫防の施設又は作業の全部又は一部の停止を命ずることあるべく危険が急迫せる場合に於ては監督署長に於ても同様の命令を發することあるべきに依り機宜の處置を採るを要す（法第七十八條）

三、實業部大臣は技術に關する管理者の選任又は改任を命ずることあり（法第八十條）

四、監督署長に於て必要と認むる場合には理由を指示して施業案の變更を命ずることあるべく（法第八十二條）此場合に於ては其期間内に施業案の變更を爲すを要す（施第五十二條）

五、實業部大臣は法第八十五條の規定に依り鑛業の報告を求むることあるべし

六、監督署長は施第二十二條第二項の規定に依り出願區域の増減を命ずることあるべし

七、監督署長は施第二十六條の規定に依り鑛業の設備に關する設計書の提出を命ずることあるべし  
以上の内鑛區又は出願區域の訂正に付ては法第九十九條に據る鑛業權即ち本法施行前より繼續せる鑛業權に付ても其手續を準用すべきものとす（施第七十九條）

### 第四 官廳の行動を請求する場合

- 一、法第四十三條の規定に依り自己の鑛區の境界又は他人の鑛區の實地調査を出願する場合に於ては施第六十條に據る手續を爲すを要す
  - 二、法第五十九條の規定に依り他人の土地に立入る場合に於ては施第六十一條の規定に依る手續を爲すを要す
  - 三、法第六十三條に依り他人の土地を使用する必要がある場合には監督署長の認可を要するものとす此の場合に於ては施第六十五條に依り格式第十七號に準じたる願書に法定の書類を添附することを要す
  - 四、法第八十八條乃至第九十條に依る訴願及訴訟手續に付ては施第六十七條以下の手續に依りて之を爲すべきものとす
- 第五 利害關係人に對する手續
- 一、法第二十條に依り異種の鑛物に付同一の區域に對し鑛業の出願ありたる場合に於ける協議
  - 二、法第三十八條の規定に依る鑛區の合併又は分割の場合に於ける協定
  - 三、法第三十九條の規定に依る鑛區の増減の場合に於ける利害關係人の承諾
- 以上二、三の場合の手續は鑛業出願の手續を準用す（法第四十條）

- 四、法第六十一條の規定に依り他人の土地に立入り又は之を使用したるときは其旨を土地占有者に通知することを要す（此の場合に於ては監督署長に對しても届出を要す）
  - 五、法第六十三條第三項に依る協議
  - 六、土地の使用を終りたるときは遲滞なく土地を原狀に復し又は原狀に復せざるに因りて生ずる損失に對し補償金を支拂ひて之を返還することを要す（法第七十四條）
  - 七、法五十九條の場合に於ては豫め土地占有者に通知することを要す
  - 八、法第八十八條第一項第八十九條第一項の場合には利害關係人と交渉したる始末書作成を要す
- 以上利害關係人に關する場合に付利害關係人に損害を與へたる場合に於ては其補償金を支拂ふに付協議を爲すを要す

#### 七、手数料、登録税

鑛業に關する出願に付きては出願手数料を納付する事を要し尙租鑛權の設定を受け之を登録せんとする場合には登録税を納付する事を要す

尙右の手續を完了し租鑛權に依り鑛業を営む場合には鑛區税を納付する事を要す（鑛産税は免除）



鑛區税は一鑛區に付一箇年三百圓なるも鑛業權設定の日より起算し三箇年間は其半額とす、従つて租鑛權者も此の利益を享受するものとす

右に關する法規を掲記す

(イ) 鑛業に關する手数料 實業部 令 第十二號 蒙政部 第七號

鑛業に關する出願、申請又は届出を爲す者は左の區別に従ひ收入印紙を以て手数料を納付すべし

一、鑛業 出 願

- (一) 單位區域に依るもの 每單位區域 八十圓
- (二) 單位區域に依らざるもの 每百陌但し百陌未滿は之を百陌と看做す 四十圓

二、鑛業出願區域の變更願

- (一) 増區又は増減區
  - 甲 單位區域に依るもの 増區域每單位區域 八十圓
  - 乙 單位區域に依らざるもの 増區域每百陌但し百陌未滿は之を百陌と看做す 四十圓
- (二) 減 區 每 一 件 十 圓

二、鑛業出願人の名義變更届

- (一) 相續其の他の一般承繼に因る變更 每 一 件 十 圓
  - (二) (一) 以外の原因に因る變更 每 一 件 五十圓
- 四、共同鑛業出願人の脱退届 每 一 件 十 圓

五、鑛區の變更願

- (一) 増區又は増減區
  - 甲 單位區域に依るもの 増區域每單位區域 八十圓
  - 乙 單位區域に依らざるもの 増區域每百陌但し百陌未滿は百陌と看做す 四十圓
- (二) 減 區 每 一 件 十 圓
- (三) 訂 正
  - 甲 鑛業法第三十條の規定に依るもの 每 一 件 五 圓
  - 乙 鑛業法第四十一條又は第四十二條の規定に依るもの
    - (一) 單位區域に依るもの増區域每單位區域 四十圓
    - (二) 單位區域に依らざるもの増區域每百陌但し百陌未滿は之を百陌と看做す 二十圓

六、鑛區の合併又は分割願

- 每 一 件 五十圓

七、鑛區の分合願	每一件	八十圓
八、鑛物の名稱更正願	每一件	十圓
九、鑛業法第三十三條第四項の規定に依る鑛業權移轉申請	每一件	五十圓
十、鑛業法第四十三條の規定に依る實地調査願	每一件	十圓
十一、鑛業法第五十九條第一項の認定願	每一件	十圓
十二、鑛業法第六十條第一項の認定願	每一件	二十圓
十三、鑛業法第六十三條第一項の認定願	每一件	五十圓
十四、裁決申請	每一件	五十圓

前項の規定は國の鑛業に付ては之を適用せず

附 則

本令は鑛業法施行の日より之を施行す

(ロ) 鑛業登録税法 康徳二年八月一日 勅令第八十八號

第一條 鑛業權又ハ租鑛權ニ關シ鑛業原簿ニ登録ヲ受クル者ハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ

一、鑛業權ノ設定

(一) 新規登録	每一件	二百圓
(二) 鑛區合併	每一箇	五十圓
(三) 鑛區分割又ハ分合、設定鑛區	每一箇	五十圓

二、鑛業權ノ變更

(一) 鑛區訂正	每一件	五十圓
甲 鑛業法第三十條ノ規定ニ依ルモノ	每一件	五十圓
乙 鑛業法第四十一條及第四十二條ノ規定ニ依ルモノ	每一件	五十圓
(二) 増區又ハ増減區	每一件	百圓
(三) 減區	每一件	二十圓

三、鑛業權ノ移轉

(一) 相續其ノ他ノ一般承繼ニ因ル移轉	每一件	二十圓
(二)(一) 以外ノ原因ニ因ル移轉	每一件	百圓

四、租鑛權ノ設定

(一) 新規登録	每一件	二百圓
----------	-----	-----

- (二) 鑛業法第三十八條第二項ニ基キ爲シタル承諾及協定ニ因ル設定 每一件 五圓
- 五、租鑛權ノ移轉
  - (一) 相續其ノ他ノ一般承繼ニ因ル移轉 每一件 二十圓
  - (二)(一) 以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 百圓
- 六、抵當權ノ設定
  - (一) 新規ト登録 債權金額 千分ノ十
  - (二) 鑛業法第三十八條第二項ニ基キ爲シタル承諾及協定ニ因ル設定 每一件 五圓
- 七、抵當權ノ移轉
  - (一) 相續其ノ他ノ一般承繼ニ因ル移轉 每一件 五圓
  - (二)(一) 以外ノ原因ニ因ル移轉 每一件 十圓
- 八、共同鑛業權者又ハ共同租鑛權者ノ脱退 每一件 五圓
- 九、滯納處分以外ノ原因ニ因ル鑛業權、租鑛權又ハ抵當權ノ處分制限 債權金額 千分ノ五
- 十、拋棄ニ因ル鑛業權又ハ租鑛權ノ消滅 每一件 五圓
- 十一、抹消シタル登録ノ回復 每一件 四十錢

十二、假 登録

每一件 四十錢

十三、登録ノ更正、變更又ハ抹消

每一件 二十錢

第二條 登録ノ抹消又ハ錯誤若ハ遺漏ガ當該官吏ノ過誤ニ出デタルトキハ其ノ回復又ハ更正登録ニ付テハ登録税ヲ課セズ

第三條 登録税ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムベシ

第四條 政府自己ノ爲ニスル登録ニハ登録税ヲ課セズ

附 則

本法ハ鑛業登録令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(ハ) 鑛業税法 康徳二年八月一日 勅令第八十六條

第一章 總 則

第一條 鑛業權者ニハ本法ニ依リ鑛業税ヲ課ス

鑛業權者ガ租鑛權ヲ設定シタルトキハ租鑛權者ヲ以テ鑛業税ノ納税義務者トス

第二條 共同鑛業權者又ハ共同租鑛權者ハ連帶シテ鑛業税納付ノ義務ヲ負フ

第三條 鑛業税ハ鑛區税及鑛産税トス

第四條 鑛業税ハ納期開始ノ時ニ於テ納稅義務者タルモノヨリ之ヲ徵收ス

### 第二章 鑛 區 稅

第五條 鑛區稅ノ稅率ハ鑛業法第三十六條第二項ニ規定スル鑛區ノ單位區域ノ一ニ付毎年三百圓トス但シ鑛業法第三十七條ノ規定ニ該當スル鑛區ニ付テハ一陌ニ付毎年一圓二角トス

前項ノ稅率ハ鑛業權設定ノ日ヨリ起算シテ三年間ニ限り之ヲ半減ス但シ合併、分割又ハ分合ニ因リ生ジタル鑛區ニ付テハ此ノ限りニ在ラズ

第六條 鑛區稅ハ毎年十二月中ニ翌年分ヲ徵收ス

第七條 鑛業權設定ノ登錄アリタル年分ノ鑛區稅ハ其ノ登錄ノ月ヨリ起算シ月割ヲ以テ直チニ之ヲ徵收ス

前項ノ規定ハ合併、分割又ハ分合ニ因リ生ジタル鑛區ニ對シ増徴スベキ鑛區稅及鑛業權ノ變更ニ因リ増加シタル區域ニ對スル鑛區稅ノ徵收ニ付之ヲ準用ス

第八條 鑛業法第三十條ニ依ル鑛業權ノ取消アリタル場合ニ於テハ納稅人ノ請求ニ依リ既ニ徵收シタル鑛區稅額ニ相當スル金額ヲ交付ス

前項ノ金額ノ交付ヲ受ケントスル者ハ其ノ請求書ニ鑛區稅納稅濟證及鑛業權ノ取消アリタルコトヲ

證スル書面ヲ添附シテ其ノ鑛區稅ヲ納付シタル稅捐局ヲ管轄スル稅務監督署長ニ提出スベシ

第一項ノ請求ハ鑛業權ノ取消アリタル後一年ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

### 第三章 鑛 產 稅

第九條 鑛業稅ハ鑛產物ニ付之ヲ賦課ス

第十條 鑛產稅ノ稅率ハ鑛產物ノ價格ノ千分ノ十五トス

前項ノ鑛產物ノ價格ハ該當鑛區最寄主要市場ニ於ケル前月中ノ價格ニ依リ財政部大臣、實業部大臣又ハ蒙政部大臣ト協議シテ之ヲ定ム

第十一條 金鑛、銀鑛、鉛鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、石油及油母頁岩ニ付テハ鑛產稅ヲ課セズ

第十二條 納稅義務者ハ前月中ニ於テ採掘シタル鑛產物ノ數量ヲ其ノ種類、名稱及平均品位ノ異ル毎ニ區分シテ記載シタル申告書ヲ毎月十五日迄ニ當該鑛區所轄稅捐局ニ提出スベシ但シ鑛業權消滅シ又ハ鑛業權ノ消滅ニ因リ租鑛權消滅シタル場合ニ於テハ直ニ之ヲ提出スベシ

第十三條 鑛產稅ノ課稅標準ハ毎年一月及七月ニ於テ前六箇月間ニ對スル分ヲ前條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ調査ノ上稅捐局長之ヲ決定ス

鑛業權消滅シ又ハ鑛業權ノ消滅ニ因リ租鑛權消滅シタル場合及第二十二條ニ該當スル場合ニ於テハ

前項ノ規定ニ拘ラズ直ニ之ヲ決定ス

第十四條 稅捐局長前條ノ規定ニ依リ課稅標準ヲ決定シタルトキハ書面ヲ以テ之ヲ納稅義務者ニ通知ス

第十五條 鑛產稅ハ毎年一月ヨリ六月迄ニ採掘シタル鑛產物ニ對スル分ヲ八月中ニ、七月ヨリ十二月迄ニ採掘シタル鑛產物ニ對スル分ヲ翌年二月中ニ於テ各之ヲ徵收ス但シ鑛業權消滅シ又ハ鑛業權ノ消滅ニ因リ租鑛權消滅シタル場合及第二十二條ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ際直ニ之ヲ徵收ス

第十六條 納稅義務者稅捐局長ノ決定シタル課稅標準ノ基礎タル鑛產物ノ數量ニ付異議アルトキハ稅務監督署長ニ對シ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖稅金ノ徵收ハ之ヲ猶豫セズ

第一項ノ審査ノ請求ヲ爲サントスル者ハ第十四條ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ起算シ二十日內ニ不服ノ事由ヲ記載シタル書面ニ證憑書類ヲ添ヘ其ノ決定ヲ爲シタル稅捐局長ヲ經由シ稅務監督署長ニ提出スベシ

第十七條 稅務監督署長前條第一項ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ヲ審査ノ上其ノ課稅標準ヲ決定シ書面ヲ以テ之ヲ納稅義務者ニ通知ス但シ其ノ請求ガ手續ニ違背シタルモノナルトキハ書面ヲ以テ之ヲ却

下ス

#### 第四章 課稅ノ制限

第十八條 鑛業稅ヲ納ムル者ニハ其ノ鑛業ニ付營業稅又ハ法人營業稅ヲ課セズ

第十九條 地方團體ハ鑛業稅ヲ納ムル者ニ對シテハ鑛區稅ニ付其ノ百分ノ二十五以內、鑛產稅ニ付其ノ百分ノ六十五以內ノ附加捐ヲ課スルノ外其ノ鑛業及直接鑛業ノ用ニ供スル施設ニ付一切ノ課稅ヲ爲スコトヲ得ズ

#### 第五章 取 締

第二十條 納稅義務者ハ鑛業ニ關スル帳簿ヲ備ヘ之ニ毎日鑛產物ノ種類及名稱毎ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 採掘、選鑛、製鍊、移入及移出ノ數量及其ノ平均品位並ニ移出入先
  - 二 賣却シタル數量及價格
  - 三 自己ノ消費シタル數量及價格並ニ其ノ用途
- 第二十一條 稅務官吏鑛業稅取締上必要アリト認ムルトキハ納稅義務者ノ營業所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿、書類又ハ鑛產物ヲ検査スルコトヲ得

第二十二條 詐僞其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ鑛業稅ヲ逋脱シ又ハ逋脱セントシタル者ハ其ノ鑛業稅ノ一倍以上十倍以下ニ相當スル罰金ニ處ス但シ罰金額ハ三十圓ヲ下ルコトヲ得ズ

八、滿洲採金株式會社法

(勅令第三十八號康德元年五月三日公布)

- 第一條 政府ハ採金事業ノ開發經營ニ當ラシムル爲滿洲採金株式會社ヲ設立スルモノトス
- 第二條 滿洲採金株式會社ハ別ニ定ムル地域ニ於テ金鑛ノ採掘及製鍊ニ關スル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル股份有限公司トス
- 滿洲採金株式會社ハ實業部大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ事業ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得
- 第三條 滿洲採金株式會社ハ本店ヲ新京ニ置ク
- 第四條 滿洲採金株式會社ノ資本ノ額ハ千二百萬圓トス
- 第五條 滿洲採金株式會社ノ株式ハ記名式トシ一株ノ金額ハ五十圓トス
- 第六條 滿洲採金株式會社ノ株式ハ會社ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス

- 第七條 政府ハ其ノ有スル金鑛ノ鑛業權ヲ以テ出資ニ充ツルコトヲ得
- 第八條 滿洲採金株式會社ノ株金ノ第一回拂込ノ額ハ之ヲ株金ノ四分ノ一迄ニ下スコトヲ得
- 第九條 滿洲採金株式會社ノ株主ハ一株ニ付一箇ノ議決權ヲ有ス
- 第十條 滿洲採金株式會社ニ理事長、副理事長各一人、理事五人以内及監事三人以内ヲ置ク
- 第十一條 理事長ハ滿洲採金株式會社ヲ代表シ其業務ヲ綜理ス
- 理事長事故アルトキハ副理事長其職務ヲ行フ
- 理事長及副理事長共ニ事故アルトキハ理事中ノ一人理事長ノ職務ヲ行フ
- 副理事長ハ理事長ヲ輔佐シ滿洲採金株式會社ノ業務ヲ掌理ス
- 理事ハ理事長及副理事長ヲ輔佐シ滿洲採金株式會社ノ業務ヲ掌理ス
- 監事ハ滿洲採金株式會社ノ業務ヲ監査ス
- 第十二條 理事長、副理事長、理事及監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス
- 但シ政府ノ認可ヲ受クルニアラサレハ就任スルコトヲ得ス
- 理事長、副理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス
- 第十三條 理事長、副理事長及常務ニ從事スル理事ハ實業部大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ他ノ業務

ニ従事スルコトヲ得ス

第十四條 實業部大臣必要ト認ムルトキハ何時ニテモ滿洲採金株式會社ヲシテ其業務若ハ財産ノ狀況ヲ報告セシメ又ハ官吏ヲシテ之ヲ検査セシムルコトヲ得

第十五條 實業部大臣ハ滿洲採金株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲナスコトヲ得

第十六條 實業部大臣ハ滿洲採金株式會社ニ對シ公益ノ増進又ハ金鑛資源ノ保護ヲ圖ル爲必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十七條 滿洲採金株式會社ハ營業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ豫メ之ヲ實業部大臣ニ提出シ其ノ認可ヲ受クヘシ

第十八條 理事長、副理事長、理事及監事ノ解任、定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併並解散ノ決議ハ實業部大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其效力ヲ生セス

第十九條 滿洲採金株式會社ハ實業部大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ有スル鑛業權若ハ重要ナル財産ヲ他人ニ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

第二十條 滿洲採金株式會社ハ實業部大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ採金事業ヲ讓受ケ又ハ其ノ經營ヲ委託シ若ハ受託スルコトヲ得ス

第二十一條 滿洲採金株式會社ハ實業部大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ事業ヲ廢止又ハ休止スルコトヲ得ス

第二十二條 實業部大臣ハ滿洲採金株式會社ノ決議法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消スコトヲ得

實業部大臣ハ滿洲採金株式會社ノ理事長、副理事長、理事又ハ監事ノ行爲法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得理事長、副理事長、理事又ハ監事實業部大臣ノ命令ニ違反シタルトキ亦同シ

第二十三條 滿洲採金株式會社ハ營業年度毎ニ利益金ヨリ左ノ各號ニ掲クル金額ヲ控除シタル殘額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納入スヘシ

一 利益金ノ百分ノ十五ニ相當スル金額

二 拂込ミタル資本ノ額ノ百分ノ八ニ相當スル金額

前項ノ殘額ノ他ノ二分ノ一カ拂込ミタル資本ノ額ノ百分ノ二ヲ超過スルトキハ其ノ超過シタル額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ハ更ニ之ヲ政府ニ納入スヘシ

第二十四條 第七條ノ規定ニ依ル鑛業權ノ移轉ニ關スル登録稅及登録手数料ハ之ヲ免除ス

附 則

第二十五條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 政府ハ設立委員ヲ命シ滿洲採金株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十七條 設立委員ハ定款ヲ作成シ實業部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十八條 株式總數ノ引受アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク株金ノ拂込ヲ爲サシムヘシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スヘシ

第二十九條 設立委員滿洲採金株式會社ノ設立登記ヲ完了シタルトキハ遲滞ナク其事務ヲ理事長ニ引

渡スヘシ

滿洲採金株式會社事業區域ニ關スル件

康德元年五月三日  
勅令三十九號

滿洲採金株式會社法第二條第一項ニ依ル區域左ノ通定ム

吉 林 省

黑 龍 江 省

興 安 省

興安東分省、興安北分省

昭和十年十二月二十四日印刷本 (非賣品)

編輯兼發行人 篠 崎 嘉 郎

印刷者 東京市野區住吉町五六

印刷所 東亞印刷株式會社

東京市京橋區京橋

二丁目十三番地

發行所 東京市麹町區丸の内三丁目十四番地

日 滿 實 業 協 會

電話丸の内(公)五〇六一番

振替貯金口座東京四五八〇三番



